

平成27年土佐清水市議会定例会12月会議会議録

第8日（平成27年12月14日 月曜日）

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

議事日程

日程第1 報告第13号「専決処分した事件の報告について（訴えの提起について）」の報告1件及び議案第76号「平成27年度土佐清水市一般会計補正予算（第4号）について」から議案第87号「土佐清水市社会体育施設の指定管理者の指定について」までの議案12件、計13件
（質疑）

日程第2 一般質問

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

議員定数 12人

現在員数 12人

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

出席議員 11人

1番	田中耕之郎君	2番	岡本詠君
3番	細川博史君	4番	前田晃君
6番	森一美君	7番	小川豊治君
8番	西原強志君	9番	永野裕夫君
10番	岡崎宣男君	11番	仲田強君
12番	武藤清君		

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

欠席議員 1人

5番 浅尾公厚君

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

事務局職員出席者

議会事務局長	山下毅君	局長補佐	伊藤牧子君
議事係長	池正澄君	主事	作田愛佳君
主事補	宮口佑司君		

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

出席要求による出席者

市 長	泥谷 光信 君	副 市 長	磯脇 堂三 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山本 豊 君	税 務 課 長 兼 固 定 資 産 評 価 員	野村 仁美 君
企 画 財 政 課 長	早川 聡 君	総 務 課 長	木下 司 君
危 機 管 理 課 長	横畠 浩治 君	消 防 長	田村 光浩 君
消 防 署 長	上原 由隆 君	健 康 推 進 課 長	戎井 大城 君
福 祉 事 務 所 長	徳井 直之 君	市 民 課 長	二宮 真弓 君
環 境 課 長 兼 清 掃 管 理 事 務 所 所 長	坂本 和也 君	ま ち づ く り 対 策 課 長	横山 周次 君
観 光 商 工 課 長	岡田 敦浩 君	農 林 水 産 課 長	文野 喜文 君
水 道 課 長	田村 和彦 君	じ ん け ん 課 長	田村 善和 君
し お さ い 園 長	中島 東洋 君	収 納 推 進 課 長	倉松 克臣 君
教 育 長	弘田 浩三 君	学 校 教 育 長	中津 健一 君
生 涯 学 習 課 長	中山 優 君	教育センター所長兼 少年補導センター 所 長	弘田 条 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	沖 比呂志 君	監 査 委 員 事 務 局 長	小松 高志 君

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただ今から平成27年土佐清水市議会定例会12月会議第8日目の会議を開きます。

この際、本日の遅刻、欠席者についてご報告いたします。

5番浅尾公厚君が所用のため、欠席する旨、届け出がありましたので、ご報告をいたします。

日程第1、市長提出報告第13号「専決処分した事件の報告について（訴えの提起について）」の報告1件及び議案第76号「平成27年度土佐清水市一般会計補正予算（第4号）について」から議案第87号「土佐清水市社会体育施設の指定管理者の指定について」までの議案12件、計13件を一括議題といたします。

ただ今から質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言通告順により質疑を許します。

11番 仲田 強君。

(11番 仲田 強君発言席)

○11番(仲田 強君) おはようございます。質疑の許可をいただきましたので、一言質問させていただきます。

総務文教常任委員会の所管の議案でございますが、情報の共有を図りたいと思ひまして、一般質問の前に質疑をさせていただきます。

議案第83号「土佐清水市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について」質問します。

平成27年度税制改正に基づく、地方税法等の一部改正により、猶予制度の見直しが行われ、それに伴う条例改正と理解しています。

猶予制度には、災害、病気、事業の休廃止等により、一時的に納付ができないときに納付期間を延長し、分割納付を認める徴収猶予、滞納処分として差し押さえている財産の換価、すなわち売却を一定の要件に該当した場合に猶予し、分割納付を認める換価の猶予等があります。

納税者の負担軽減をはかるとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する点から、以下、伺います。

市税を滞納した場合、どのように対応しているのか、現状の法令に基づく滞納整理の流れの確認と今回の条例改正後、その流れの中で何がどう変わるのか、また、今回の改正における趣旨、主な変更点はどのようなものかをお尋ねします。

収納推進課長、よろしくお願いします。

○議長(永野裕夫君) 執行部の答弁を求めます。

収納推進課長。

(収納推進課長 倉松克臣君自席)

○収納推進課長(倉松克臣君) おはようございます。

議案第83号についてお答えいたします。

まず、市税等の滞納整理についてでございますが、国税徴収法、地方税法等に準じて対応をしております。基本的な滞納整理の流れといたしましては、納期到達後、納付がない場合、20日以内に督促状を送付いたします。さらに納付がない場合は、催告書を送付し、さらなる納付の催告と納税相談をするよう促します。

そこで納税相談に応じれば、分割納付や徴収猶予等の対応が考えられますが、納付がなく、納税相談にも応じない場合、その場合は調査を行い、資産があれば差し押さえを執行す

るという流れで行っております。

今回の改正後、どう変わるかという点につきましては、今回の改正では、徴収猶予、それと換価の猶予についての改正でありまして、今改正前にも地方税法にこの規定がありました。そこで滞納処分の流れについては、特に大きな変化はないものと考えております。

続きまして、今回の改正の趣旨及び変更点について説明をさせていただきます。

平成27年度税制改正において、地方税法の猶予制度の見直しが行われました。地方分権を推進する観点や地方税に関する地域の実情がさまざまであることを踏まえ、一定の事項については各地域の実情等に応じて、条例で定める仕組みとするよう改正されたものです。それを受けて、今回、市条例に規定を追加するものとなっております。

主な変更点につきましては、今まで職権でのみ行っていた換価の猶予につきまして、納税者の申請によるということが新設されました。

それから、猶予時の分割納付の規定を整備いたしました。

担保の徴収基準を現行地方税法では、税額が50万円以下は不要だったものを、税額100万円以下、3カ月以内の猶予の場合は不要とするというふうに変更されました。

以上が、主な変更点であります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） ありがとうございました。

滞納処分の流れに関しましては、特に大きな変化はないということでございますし、また今回、地方分権のそういう推進に当たっての中での各地域の実情に合わせて、そしてまたその地域に合った条例を制定する、そういう仕組みだということでご理解させていただきます。

それでは、換価の猶予の申請、なかなかこれは今まではなされていない部分があるわけですが、換価の猶予の申請というものはここに定められておりますので、今後はどう対応するのか、お尋ねします。

○議長（永野裕夫君） 収納推進課長。

（収納推進課長 倉松克臣君自席）

○収納推進課長（倉松克臣君） お答えいたします。

換価の猶予の申請につきましては、納期限から6カ月以内に申請することとなります。また、必要事項につきましては、今回、条例に規定をしております。

今回、新たに新設されるものですので、申請の内容及び必要書類等を審査し、今回の条例改正に応じ、適正に対処したいと考えています。

なお、申請書の様式につきましては、幡多地域の自治体で統一ができればということで話し合いをしておりますので、今後、見守っていきたいというふうに考えています。

○議長（永野裕夫君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） わかりました。納期限が6カ月以内ということで、申請の期限がございます。また、書類の様式等については、これから広域で統一がされればということで作業を進めているということで理解をしたいと思います。

それでは、最後になりますが、申請による換価の猶予については、明年4月1日以降に納期限の来るものが対象となると思いますが、法改正の趣旨から申しまして、既に滞納している者への適用というものが図られるのかどうか、その点をお尋ねします。

○議長（永野裕夫君） 収納推進課長。

（収納推進課長 倉松克臣君自席）

○収納推進課長（倉松克臣君） お答えします。

換価の猶予に新設された申請につきましては、平成28年4月1日以降に納期が到達するものとなります。

しかし、既に滞納がある場合におきましても、申請はできませんが、従来どおり、職権にて改正前の旧法で対応できることとなっておりますので、今までどおりの取り扱いができるものと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時10分 休 憩

午前10時20分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

日程第2、ただ今から一般質問を行います。

発言通告順により、質問を許します。

10番 岡崎宣男君。

ただ今、10番岡崎宣男君より、資料配付の申し出がありましたので、これを許可し、皆様

にお配りをしております。

(1 0 番 岡崎宣男君発言席)

○ 1 0 番 (岡崎宣男君) おはようございます。

それでは、通告に基づきまして、本市農業の現状、あるいは打開策、振興策について一般質問を行います。

ただ今、議長より話がありましたように、お手元に農業共済新聞 2 0 1 5 年 1 2 月 9 日付、これを皆さんにお配りをしておりますけれども、あとあとの質問の都合もありますので、一応、読ませていただきます。

さて、薬草の現状、あるいは漢方薬の現状でありますけれども、世界の現状はとりあえず中国がかなりの量を占めているというようなことで、現在、アメリカ、E U 等が相当、中国のほうへ購入にいつているようであります。また、中国も一人っ子政策から二人っ子政策へというふうに方向転換しておりますので、この薬草につきましては、ますます日本にも入りにくくなるであろう。また国際情勢等から見て、尖閣諸国その他いろいろな面から見ても、日本には厳しくなるのではないかとこういうふうに思う次第であります。日本へ入ってくる漢方薬のうち、8 割は中国と、1 割はほかの諸外国、それから日本でつくるのは 1 0 何%しかありません。そういうようなことで国も県も、あるいは本市も地方創生等々で薬草を取り上げているところであります。

それでは、この大きな見出し、薬草産地へ始動と大きく書かれておりますけれども、土佐清水市薬草生産組合、それでは、読ませていただきます。

県立牧野植物園と委託契約し、ホソバオケラ、シャクヤク栽培。栽培適地など調査。頼もしいメンバーが集まりました。圃場の確保やいろいろな作業に積極的に協力してもらい、栽培がスタートできたと笑顔で話すのは、土佐清水市薬草生産組合の上野雄一組合長であります。

牧野植物園では、多くを輸入に頼っている薬用植物をさまざまな土地条件や気象条件のもとで栽培することで、栽培適地の判断や将来的な生産量の拡大を目指している。組合長は、昨年県内各地で試験栽培が委託されていることを知り、薬草栽培へのチャレンジを決意、地元で協力者を募り、8 月末に有志 1 8 人による同組合が設立されました。休耕地を有効活用というところで、栽培圃場は休耕地を活用し、植物園によって栽培候補地の土壌採取と土壌分析が行われ、圃場 1 0 アールが決定。このほど、約 3, 0 0 0 株の薬草の植えつけを行い、本格的な栽培がスタートした。2、3 年後に収穫。栽培する薬草は、ホソバオケラとシャクヤクの 2 種。現在は、ホソバオケラは 2 年後、シャクヤクは 3 年後の収穫を目指しております。

栽培指導などを行っている牧野植物園の岩本直久主任は、「上野さんらは組合での栽培ということもあり、メンバーが協力して積極的に栽培を行っています。こうした取り組みがふえる

ことで、安定した生産量が確保でき、高知県がいろいろな薬草の産地となっていくことを期待します」と期待を寄せています。

同組合では、薬草の委託栽培のほか、来年からは紫根（ムラサキ）、あとでちょっと説明しますが、栽培を手掛ける計画も持っております。紫根は、古くから日本に自生していた薬草で、栽培が難しいとされるが、多目的に利用できるため、注目を大変されておるところであります。

紫根栽培については、県内の栽培経験者から指導を受けており、ぜひ栽培技術確立させたいと意欲を見せる組合長。さらに、農業だけでは地域の活性化はできない。将来は地域の他の産業とも連携し、薬草で地域に人が呼べるように、あるいはまた雇用確保のために頑張っておるというようなことであります。

それでは、あとの質問の都合もありますが、この紫根、紫の根と書くんですけれども、これについて若干、説明をさせていただきます。

この資料につきましては、この前、組合長らが大分県の竹田市へ行ったときの資料をそのまま読ませていただきます。

ムラサキとは、紫根のことですけれども、ムラサキは万葉集にも登場する植物で、根には赤紫色の色素があり、これは紫根と呼ばれ紫色の染料となり、漢方や薬用にも用いられ、かつて紫色は高貴な色とされる冠位十二階では最上位の位をあらわす色、要するに十二階、紫、それから青、赤、黄色、白、黒、その中で濃いのと薄いのとで分けて十二階に、この当時は万葉集の当時です。後に六十階とかいろいろありますので、この当時は紫が最高にいい色だと。一番いい色が濃紫というやつですけれども、これらを染料として要するに朝廷、あるいは東大寺の管長とか、高貴な人に送っておったというようなことで、万葉集の中にもこのムラサキを題材にした歌は4,500首のうち、20程度はあるわけであります。

しかしながら、化学染料の発達、あるいは人が取る、あるいは自然現象、あるいは国策によってムラサキがだんだん少なくなって、今はムラサキは絶滅危惧種であります。このムラサキを栽培、あるいは培養等々することによって、種の保存にも非常に僕は文化的に効果があるのではないかと。あるいはムラサキは非常に多様性もありますし、ありとあらゆるところというぐらいたくところに染料が一番いいんですけど、化粧品とか、化粧水とか、あるいは犬猫のシャンプーとか、石けんとか、何ぼでも使うところあります。インターネット見てもらったら277ぐらい出ますけれども、こういうようなところあります。

それから、紫根の収穫は、播種して植えてから2、3年を要し、植物として脆弱なため、栽培が難しく、国内では本格的な栽培がなく、生産量はきわめて少ない。それだけ価値があるわけですから、一般的に販売されている紫根は、中国からの輸入品が多く、輸入される紫根には

硬紫根と軟紫根があり、やわらかいほうがムラサキ科の別の植物の根のようであります。

それでは、本題に入りますけれども、本市農業の現状は、皆様ご案内のとおり、少子高齢化に伴い、後継者問題、あるいは耕作放棄地、益野とか、田ノ内あたり行ったら、私ら小さいころというか、３５年に私は大阪へ出たんですけれども、その頃はいっぱい稲があったのに、今、見るも無残なところであります。

それから、農業の収入も、農家は常に余りよくない。もちろん、行政もＪＡもそれぞれ真剣に取り組んでいる姿は私は見ておりますし、いろいろお世話になっておりますけれども、解決策にはほど遠い感があります。今こその薬草と、漢方しかないと僕はこれが１つの大きな農業の転機になるのではないかという思いでこの場に立っております。

私は、今回、農業振興策として、薬草生産を本市の特産物として取り組む、あるいは米作等と併用して取り組めば、農業収入の増加になるという思いで質問戦を展開する次第であります。

市長、農林水産課長の本音の答弁をお願いをいたします。

なお、参考ですけれども、この農業共済新聞、その都度にまた連載してくれるようです。また、きょうは組合長、今、おいでになっておりますけれども、日本農業新聞の取材も受けるというようなことで、この組合、前に行くしかない。成功するしかない。失敗は許されません。失敗したら、みんな我々、笑われるわけですから、何としても成功せんといかんという強い信念のもと行うわけであります。

それでは、まず漢方薬の生産、輸入等の現状認識についてありますけれども、漢方薬の日本国内の現状については、厚生労働省薬事工業生産動態統計調査、これの資料によりますと、平成２４年度国内医薬品全体の生産金額６兆９、７６７億円のうち、薬草は全体の２％、約１、４００億円と言われております。ちなみに、年次別に見ると、平成２０年度１、２７０億円、２１年度１、３８５億円、平成２２年度１、３６６億円、２３年度１、４２２億円、２４年度１、５１９億円と医療現場でのニーズは、体の芯から、体の中から治すようなこの漢方の性能がありますので、ニーズそのものは年々高まっている現状であります。

５年間で２０％も資料を見たら増加をしているようであります。物によれば、漢方薬の単価は大体２倍から５倍に跳ね上がっている漢方薬もあるようであります。これはクローズアップ現代か何かでちょっと私も見たこともあるわけですが、金額もさることながら、漢方薬の使用量、平成２２年に約２．２万トン、そのうち中国産が８０％以上、国内産は１２％の１、４００トンぐらいで、医療現場においてはますます需要が高まる、あるいは高まっているのは必然と思慮されるわけであります。

薬用作物の国産化を農林水産省、厚労省、高知県も生産拡大に取り組む、あるいはミシマサイコ等に取り組んでおるようでありますけれども、本市も地方創生で大きく計画にあげてくれ

ておりますけれども、課長の現状認識とどのような取り組みをするのか、農林水産課長に答弁を求めます。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

農林水産課長。

（農林水産課長 文野喜文君自席）

○農林水産課長（文野喜文君） おはようございます。

それでは、お答えをいたします。

現在、漢方製剤、生薬の原料となる薬用作物は、議員が先ほどおっしゃったとおり、8割以上中国からの輸入に依存している状況であり、国内需要の拡大が見込まれ、国内生産への関心が高まっている状況であります。

本市におきましても、幡多農業振興センターの指導・協力のもと、加久見の圃場にミシマサイコ8アールの作付を行いました。残念ながら天候の関係から、発育状況がよくありませんでした。その後、土佐清水市薬草生産組合が組織され、牧野植物園からの試験実証栽培に取り組んでおります。

今後、県と連携を図りながら、新たな有望品目の探索など、生産者への支援を行い、今後5年間で薬用作物の栽培面積を0.1haから1haへの拡大を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 天候不順等々の関係で、とりあえずは、ミシマサイコについてはとん挫したというようなことでありますけれども、今、この薬草生産組合がやっておるのは、いわゆる植えるときにマルチを敷いて、シャクヤクは30センチおきに植えております。ホソバオケラは千鳥に植えているというようなことで、できるだけそういうことのないように、我々はまた生産組合にあつては、失敗はできんような状況に常に追い込まれておりますので、そのような失敗は例えあつたらそれを乗り越えていくというような強い決意のもと、組合長以下が取り組んでおるところでございます。

それでは、第2に薬用作物への産地化への支援策についてお尋ねをいたします。

農林水産課も新規事業として、将来を見据え、薬用作物生産振興対策事業を実施するようありますが、規模、あるいは具体的な支援策、見通しなどがあれば、あるいは現在、判明している分、あるいはこうしたいなというのがあれば、将来的にどのような支援策が見込めるのか、地域創生も含めて、国・県・市それぞれに分けてお示しを願いたいと。本件も農林水産課長に

お尋ねをいたします。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 文野喜文君自席）

○農林水産課長（文野喜文君） お答えいたします。

県の支援といたしましては、薬用作物生産振興対策事業で、農業振興センターがミシマサイコの安定的生産技術の確立や新規産地の育成、有望な作物の選定などの支援を行っております。

国の支援事業としては、薬用作物等地域特産物産地確立支援事業があり、産地化に向けた事前相談、マッチングの窓口の設置や技術指導の確立に向けた支援体制の整備や、マニュアルの作成、実証圃場設置、農業機械の改良などの支援がございます。

市といたしましても、国・県の補助事業を最大限活用し、生産組合をはじめ関係機関と連携をして事業を推進してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） ただ今、農林水産課長より、るる説明を受けました。生産組合のほうも、本市の経済状況等よくわかっておりますので、できるだけ国とか、県とか、どっかないかなと思って、見つけていただいて、多くの支援等をお願いいたします。

それでは、次に、農林水産課の資料等を見ておりますと、農林水産課では、平成31年に1haが目標と。これ地方創生のほうに書いてあったと思うんですが、一番問題になるのは売り込み先であります。土佐清水市薬草生産組合の場合は、現在のホソバオケラ、シャクヤクにつきましては、牧野記念財団との委託契約により、製品になれば県の全量買い取り制度であります。薬草は3年先にはシャクヤク、2年先にはホソバオケラがそれぞれ県に納入ができる予定、あるいはこのような仕組みがあります。それ以外の薬草を生産した場合、あるいはどなたが薬草を生産しても、それぞれ売り込み先を探す必要があります。あるいは前もって探してといてやらんと、これどうもならんというようなことでありますけれども、薬用生産農家が増加するであろうことを踏まえて、将来を見据え、行政にあっては、漢方薬のメーカー、あるいはツムラであり、あるいは武田薬品であり、新日本製薬であり、再春館製薬などなどとの連携も当然、検討されるべきであろうと思っております。

なお、ここにこの越知町のミシマサイコ、これの取り組み、ちょっと紹介しますが、生薬の契約栽培の本格的な開始は1992年でありますけれども、生薬生産農家の組合であるヒューマンライフ土佐が設立されて、翌年、1992年にツムラとの契約栽培が開始された。資金及び労力の提供はツムラと。土地所有者及び活動支援は越知町、施策実施及び活動支援は

高知県と、こういうような4者が相まってこれいろいろやっておるようです。生薬の契約栽培、これは2009年度現在、約300軒の農家がヒューマンライフ土佐の管理下で生薬を栽培しており、その作付面積は約70haに及ぶとこういうふうになっております。いずれにしても、生薬をつくっても、ある程度の有効成分等々がこれ要るわけですから、そういうようなところをやっておかんと、どうもならないというようなこともあります。こういうのも越知町のような例もありますけれども、メーカーとの連携等については、農林水産課長、いかがお考えでしょうか、お答えをお願いします。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 文野喜文君自席）

○農林水産課長（文野喜文君） 薬用作物は、他の農産物のように、一般的な取引市場が存在しないことから、薬品メーカー等との契約栽培により、生産されるのが大半であると聞いております。

現在のところ、販売ノウハウや薬品メーカーとのつながりもうちのほうにはございませんことから、今後、県や専門機関の指導を仰ぎながら、研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 今のところないけど、今後、やるということですので、いつも課長にはお世話になりながら、言ったことは必ずやってくれると信じておりますので、今のこの土佐清水市の薬草生産組合の場合は、何とかあとで紫根出ますけれども、このときも何とかめどはついておるようでありますが、そういうことも踏まえながら、つくる前に売り込み先、あるいは成分の分析等々、いろいろ必要でありますので、その点も十分お考えになって、今度、出てくるであろう薬草をつくる方々のためにひとつご指導していただければとこういうふうに思いますので、よろしくお願いします。

さて、4番目に、現在、本市に薬草生産組合は、組合長の上野雄一氏以下18名が公益財団法人牧野記念財団の指導のもと、11月21日、22日にかけて、同記念財団よりトラックで持ってきましたけれども、3,000株を大岐の圃場2カ所にシャクヤク5アール、ホソバオケラ3.6アール、合計8.6アールが植えつけを完了しております。

効能につきましては、ホソバオケラはキク科の多年草で胆のう、血糖降下、整腸、利尿、発汗。シャクヤクは鎮痛、けいれんなどに効果があるようであります。参考までにここに至る経過を申し上げますと、上野組合長以下組合員は、本市農業振興に並々な情熱を傾けており、

農家の収入増を目的に県議等から県の薬用植物栽培管理委託業務の話が持ち込まれた本年7月から、直ちに行動を開始しております。7月31日、牧野植物園へ8名が勉強に行って、ホソバオケラ等を現実に現地で公園の中で見て、いろいろ質問等をしております。

8月24日、牧野植物園の職員の方、4名がおいでになりまして、大岐、上野、竜串、爪白、中浜、下ノ加江の畑、あるいは田んぼ等から、計7カ所から土壌を採取して帰りました。このときは市長にも挨拶をしていただきました。その次に、その結果として薬草に適した畑2カ所が選定されております。適した畑は、いわゆるPH5.4、酸性度が5.4が最適とのことでありましたけれども、若干足らんというようなことで、早速、土壌改良のため、豚糞を3t、石灰を大岐の各圃場に投入をしております。そのあと、トラクターでいろいろやって、そのあと、防草マルチでやると。防草マルチやるのも、間隔にしても何にしても、この道具でやったらいいか、あるいはガスバーナーでやったほうが早いのかというようなことをみんなでやりながら、非常に一番年配の80歳代の方がガスバーナーで穴をあけるほうが一番早いがないかというようなことで、それでずっとやっておりました。非常に多士済々の面々がおって、漢方に長けた方もおる、あるいは農業、あるいは果樹等といろいろおりますが、それぞれの特技を生かしながらやっております。

その傍ら、組合長はそれするだけやったらいかんけん、牧野植物園と幡多農業振興センターの高岡さん、高知県農林振興部環境農業推進課、武井チーフ、本市農林水産課とも連携、時間はかかっても、必ず成功するとの信念とプラス思考で取り組んでおります。

農林水産課課長補佐もよく来ていただきました。薬草生産は、地域振興、本市農業の将来展望が開ける事業であると確信をしております。そこでまた、農林水産課長にお聞きしますが、できるだけ課員を圃場のほうに出向かせていただき、組合員とともに、将来のために薬草の知識、ノウハウを習得し、今後の職務に生かしていただきたいが、課長、いかがでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 文野喜文君自席）

○農林水産課長（文野喜文君） 県のほうでは、薬用作物担当職員を平成25年度から配置しておりますので、農林水産課が、県の職員ともまた連携をとりながら、現場に足を運んで、また知識の習得や技術の実践に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） あっさりと答えていただきましたけれども、薬草生産組合も初めて、これあっちで聞き、こっちで聞きしながら、必死で手探りの状態からずっとやっております。

組合長は東京農大出身ですので、ある程度の知識はありますけれども、他の方はほとんどなく、あっちで聞き、こっちで聞き、それと情熱と、作業といったら朝早くからやって、作業とかなんとかにつきましては、これは全てボランティア活動というようなので、もちろん自分らのことでありますので、当然といえば当然でありますけれども、農業振興のために必死で頑張っておりますので、その点をひとつよろしくご理解を願いたいと。

それでは、5 番目ですけれども、28 年度、来年は多方面に活用ができるといわれる紫根（ムラサキ）、植えつけを組合では予定しております。

聞くとところによると、500 株ぐらいがまた来るようでありますけれども、本件、ムラサキは多年草で、1 年、あるいは 2 年、3 年で収穫ができるようであります。古いほどいいというようなことですが、古いほどいいけど、1 年のときに枯れたり、あるいは 2 年のときに枯れたり、かなりするようでありますので、1 年で取ったほうがいいのか、2 年で取ったほうがいいのか、3 年で取ったほうがいいのか、かなりご苦労があらうかと思えます。

ただし、用途というのは、染料であり、化粧品であり、化粧水であり、あるいは豆腐であり、石けんであり、あるいは美肌効果、料理、古い紫根は高麗人参をしのぐ薬効があると言われる品物であります。

ここで、具体的なことを言いますと、平成 10 年、東京の某テレビ局で、ある奥さんが料理中に油が頬に飛んでやけどしたと。それを知ったお母さん、おばあちゃんが紫根水を塗って、これ塗っておいたらええけんというようなことで、2 週間経過したころ、化粧品会社のセールスが訪れて、片一方、色白いやんかというようなことで、肌年齢を調べようかというようなところで調べたら、塗らない肌より 20 歳ほど若かったというようなことが放映され、以後、爆発的に紫根はずっと売れていっているんです。このことと、あるいは東近江市のほうでも放映はあったようですが、その内容については、こんなはどうかというのは定かではありませんのでわかりませんが、とりあえず、東近江のほうでも近畿のほうでもあったというのは間違いありません。

本件については、薬用及びそれ以外にも健康食品、化粧品、石けん、ある女性の組合員からは、肌に非常にいいわけですが。ティッシュペーパーなんかに早いことこれをして成功して、ティッシュペーパーにしたら、あるいは紙おむつにしたら、非常に子どもにも大人にも、どなたにも優しい製品ができるのではないかというようなアイデアも出されておりますので、これまた何としてでも前に進むしかありません。

さて、組合では、28 年度に国と民間との直轄事業を活用して、紫根を組合が生産する予定であります。薬草として事業をする。あるいは補助なんかを受けたら当漢方薬にせんと、これ規則に反しますのでいきませんが、単なる農業振興とかなんとかやったら、ほかにやろうが何

だろうが、これは構わんとかいうふうに思っています。

将来は、組合みずから種から製品まで、一貫して事業展開を行い、自由に活用できるムラサキを生産する予定とのことであります。このムラサキ、先ほど言いましたように、絶滅危惧種ではありますがけれども、以前、万葉の時代、奈良時代にはこの竹田市、あるいは東近江市、全国どこでもあったというようなところであります。

ちなみに本県では、はっきりわかっておるのが長宗我部地検帳をひも解くと、佐川町にムラサキエンという地名が記載されており、現在もその名が残っている、あるいはこれじゃないかと。はっきりしているのは、江戸時代の初期、土佐藩家老の野中兼山、これが布告した国中掟の中に、北播や高岡郡津野山郷あたりにムラサキ草が自生しているので、それを増殖させるために藩内の村々にも植生させよ。植えれと命じておるようであります。それを染色させる技術は、江戸へ職人を派遣して、習得させよというようなことが記録にありますので、もちろん高知にもあると。高知にもずっとあったということです、今は、それは人により、あるいは自然環境により、ほとんどないとしても、必ずこれはできるというふうに思っております。

このムラサキ草が絶滅危惧植物となっておるんですけれども、十和村、北播の昭和村とか、十和村とかあって、今、四万十町になっておるんですが、この辺で全く幻の草となっていたムラサキ、それを十和村で平成元年に自生しているのを見つけた。約10年、艱難辛苦の末、系統的にやれるというような方法を見つけ出した。それを牧野植物園に持っていった。

それから、そこらにも組合長から役員の方、そこの十和村まで行って、そのいろいろなことをノウハウ的なことを聞いておりますし、こちらが清水の生産組合がやり出したら、積極的に協力しましょうというような人間関係はつくっておりますので、難しいのは十分わかりますがけれども、これは十分、私は、ムラサキについては確信が持てます。

将来は、先ほど言いましたように、一貫してムラサキをつくって、そして種、種から発芽するのが一番難しいようなんですけれども、普通その辺、ほっといたら、2、3%の発芽率しかないということなんですけれども、やりようによっては、この竹田市からの資料なんかを見ますと、発芽処理した種子、これやったら、かなり30%、あるいはやりようによっては、80%になるというようなことですので、全く今のところ、組合も未知の世界でありますけれども、先人の知恵をかりながら、ありとあらゆるところに行って、努力に努力を重ねてやろうというような姿勢であります。

こういうようなことで、懸命にやりますので、その際は市として無理はいいませんが、できる範囲のご支援をお願いしたいと思います、本件につきましては、市長にご所見を伺います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） やっと発言の機会ができましたので、丁寧に説明をしたいと思ひまして、ずっと歴史を調べておりましたら、先ほど議員に、先に言われました。ただ、重複するかも知れませんが、ちょっと説明かたがた、答弁をさせていただきたいと思ひます。

この薬用作物につきましては、これからの農業振興を図る上で、中山間地域の活性化、そして耕作放棄地の解消にもつながるものというふうに私も注目しているところであります。来年度からムラサキの栽培にも取り組むということではありますが、先ほどの万葉集、質問の中で万葉集も出ましたが、本当に古くからムラサキという薬草が歴史の記述にもいろいろ登場しているところであります。その歴史を少しひも解くと、先ほど、議員も言われましたが、土佐の歴史の研究家、広谷喜十郎氏の歴史散歩、これによりますと、土佐は薬草の里ということで、非常に研究が進んでおります。それによりますと、江戸時代初期、土佐藩家老の野中兼山が布告した国中掟の中に、北播や高岡郡津野山郷あたりにムラサキ草が自生しているので、それを増殖させるため、藩内の村々にも植生させよと命じている記述があるとのことでした。

また、先ほども出ましたが、長宗我部地検帳によりますと、佐川町にムラサキエンという地名が記載されており、現在もその名が残っているそうです。

さらに、享保13年、1728年5月、江戸幕府の薬園方、植村佐平次が全国の薬草調査の途中に、土佐に来国し、薬草改めをした中で、幡多郡十川村、現四万十町、十川村のムラサキ草を確認。このムラサキ草は薬用として皮膚病に効果があるとされ、文政9年、1826年には土地の人々がムラサキ草の植えつけをしたいと願書を藩庁へ提出しており、当時、かなり広範囲に栽培されたと思われます。

しかし、その後、このムラサキ草は絶滅危惧植物となり、十和村、これも十川村と昭和村が合併して十和村になって、今現在、四万十町なんですけど、全くまぼろしの草となっていたところを、同村の蕨川正重さんらが平成元年に自生しているムラサキを見つけ出し、畑栽培を行うものの、失敗の連続で10年間かけて、苦勞の末にやっと栽培に成功していると書かれています。

このように、栽培にはそれ相当の技術や根気が必要と思うところではありますが、牧野植物園の皆さん、また農業指導センターをはじめ、関係機関とも連携し、清水の畑でもムラサキの白い清楚な花が咲くよう、積極的に支援していきたいと考えています。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） ありがとうございます。

市長も万葉集等々からも出したようですけれども、天智天皇、天武天皇あるいは額田王等々

の資料も見られたかと思っております。

それでは、次に、米作等と薬草生産の併用による農業振興を図ってはどうかというようなことでお尋ねいたしますが、ＴＰＰも大筋合意しているが、農産物の関税撤廃は８１％云々といわれております。お米も新たにアメリカ、あるいはオーストラリア等から約８万トンの特別輸入枠が新設されるようであります。

この米価等についても、全く予断はできない厳しい状況になるのは、これは将来、これは歴然としているわけであります。お米の場合は、７、８年先になるのではないかと思います。野菜についてはほとんど即時撤廃の文字が躍っております。そこで、田・畑の土壌に合った薬草を県・国などの関係機関と連携し、本市に合った薬草を探し出し、お米との併用で収益の確保ができる仕組みを検討されたいと思います。

薬草は、収穫、乾燥、完成品と年単位であり、ほかのお米にしろ、菜花にしろ、あるいはシシトウにしたってこれは４カ月とか、５カ月の単位でありますので、経済の観点から考察したら、なかなか１年の間、収穫がないというようなことはきついで、とりあえずはそういうふうにする。あるいは物すごい土地があれば、耕作放棄地があったら、ずっと分けてやればいいのかありますけれども、最初からそういうわけにもいかんやろうし、薬草生産組合が成功するか否かによって、大きく展開するし、成功せなならんというふうに思っております。

薬草は、新規の事業でありますので、期間もかかる、難しいことも十分に考えられますが、耕作放棄地解消の一助にもなります。農林水産省の薬用植物に活用できる支援、産地化支援、あるいは地方創生の新型交付金等について説明していただければと思いますが、農林水産課長、そこら辺ちょっと説明をお願いします。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 文野喜文君自席）

○農林水産課長（文野喜文君） お答えいたします。

米作との併用で、収益の向上を図る仕組みをとることでございますが、ご指摘のとおり、水稻は米価の低迷により、経営的に大変厳しい状況が続いており、水稻のみでは成り立っていない現状であると認識をしております。

薬用作物の方が、順調に推移し、併用できれば経営的に安定できると思われれます。何分、まだ始まったばかりでありますので、今後、県にも指導いただき、先進地の事例なども参考に研究をまいりたいと考えます。

また、農林水産省の支援事業は、先ほど申し上げた薬用作物等地域特産作物産地確立事業がございます。事業内容につきましては、産地支援体制整備として、新たに産地化を検討する地域における産地形成を加速するため、事前相談、マッチング窓口の設置や栽培技術指導の確立

に向けた支援体制の整備の支援、そして新産地等確立支援として、地域ごとの気象条件、土壌条件に適した品種の選定や栽培マニュアルの作成、安定生産に資する栽培技術確立のための実証圃場の設置、低コスト生産体制の確立に向けた農業機械の改良等を支援となっており、補助率については、実施内容により定額と2分の1、それぞれ分かれております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） ただ今、答弁いただきました。

再度、質問いたしますけれども、これは機械とか、あるいは建物、これらも確か入っていたんじゃないかと思いますが、課長、いかがですか。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 文野喜文君自席）

○農林水産課長（文野喜文君） 機械のほうについては、機械の改良といいますか、効率をよくするための改良という形だったと思います。ちょっと済みません。建物については私の認識が足りておりませんので、まだ頭に入っておりません。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 課長、薬用のほう、あるいは農業振興のほう、あるいは産業振興のほう等々、いろいろな方面から検討していただきまして、何とか、国とか、県とかからすきあらば、ぜひとも本市のほうへというような姿勢でお願いしたいと思います。

それでは、次に、将来、土佐清水市を薬草の里にという題で質問させていただきます。

私は、将来、本市が薬草の里で売り出せないか、大きな夢を描いております。

組合員の方も薬草の里に何とかならんかな、女性陣も何とかせんといかんねというようなことでありますけれども、現下の薬草のはそのほとんどが中国製であります。中国の製品は農薬がまじっていると。これは国会の委員会等でも言っておりますけれども、これまたネット等でも発信されておるところであります。

現に中国産と日本産を比べた場合は、日本産は中国産の1.5倍はしているようであります。確かにホソバオケラは製品になるまでには少なくとも2年、シャクヤクは3年、これは十分かかると。紫根（ムラサキ）は1年でだめなら2年と、3年で製品になるようでありますけれども、簡単には成功するとは思いません。土佐清水市薬草生産組合の場合は、現在、植えつけたホソバオケラ、シャクヤクは、牧野植物園が月に1回ぐらい指導に来てくれるとのこともあり、

また、組合員の熱意からして、成功する確率が高いし、成功するまでそこはせなならんと私はそういうふうに思うわけであります。

組合が目的の1つとしている紫根について、栽培は非常に難しいと言われております。組合員も苦労くの字に背中を曲げることは多々あるかと思えますけれども、今のメンバー、次世代の捨て石になる覚悟が言動からみてとれます。

このような組合の姿勢でありますので、行政もともに努力を願い、何年かかろうとも成功させ、最終的には土佐清水市を薬草の里にしたいものと全員頑張っております。

成功なくして発展なし、発展なくして産業・農業の振興はありません。行政も積極的にご指導とご支援いただけるということでもあります。徳島県の上勝町は、葉っぱビジネス。本市は薬草ビジネス、どうでしょうか。本件については市長にご所見を伺います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 先ほど来、失敗は許されないという強い決意を持ってのことだと思いますが、栽培には根気のいるものもありますので、失敗は恐れずに、どしどし根気よく取り組んでいただきたいと思います。そして、やっとならに就く薬草栽培がこれから順調にいき、そして栽培面積がふえ、収入増につながるように期待をしております。

先ほど答弁いたしました、市としても積極的に支援を行っていききたいとそういうふうに考えておるところであります。

○議長（永野裕夫君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） ただ今、市長より温かい激励をいただきました。これはそっくりそのまま、また生産組合のほうに持ち帰って、市長からこんな温かい激励をいただいたというふうにまた伝えます。

次に、六次化を目指す土佐清水市薬草生産組合とこういうようなことで、質問いたしますが、土佐清水市薬草生産組合役員は、11月17日、18日にかけて、大分県竹田市のほうにある農業法人紫草の里営農組合、代表理事佐藤征年さんの栽培現場の視察に自費で行っております。そのときの資料がここへ2つほどありますが、2つほどもらいまして、私も質問の参考としております。

行って現場を見て、現場のムラサキを見て、どういうふうにしようかと。帰ってきて、さっき市長言いましたように、蔵川さん等といろいろ切磋琢磨しながら、現在、それがための準備をやっておるところでありますけれども、種から収穫までは難しい点は当然あります。特にこの種、あるいは発芽処理をして、種をまいて、移植して、育苗して、定植、管理というような

工程があるわけですが、この工程を参考にしながら、土佐清水市独自のものもまた考えておるようでありますし、組合は現在、関係機関、組合員の個人的人間関係を通じ、研究をし、必ず収穫までもっていき、あるいは乾燥して染料にする。あるいは生のまま染料にすると。生のままの染料のほうが一番色がいいようであります。一番高貴なのは濃紫というのでありますけれども、これは万葉の時代であって、今はそうでもないでしょうけれども、肌には一番いいというのは間違いのないようでありまして、グリーンハイツのほうにかなり知識の高い方がおるようではありますが、行って話を聞いたらよかったけど、まだちょっと聞いていないので、何とも言えませんが、近い将来には、製品化の構想を持っております。この行った竹田市のほうでは、スカーフとか、ハンカチとか、ストールとか、これをそのところの女性部、女性の組合の方がつくって販売などをしておるようでありますし、清水もぜひともそういうふうにして、何とかちょっとでも、1軒でも2軒でも3軒でも4軒でも、できたら農家が幾らかでも30センチでも1メートルでも前に前進できればなという思いであります。

組合員は、現在、本当に自分らのことでありますから、当然、銭金に関係なくやっておりますけれども、話をしておったら、非常に楽しいんです。前向きな話で、後ろ向きな話はひとつもない。僕もこれ、事あるごとに行くんですけれども、行って話しながら楽しいなと。

ぜひとも、今後の土佐清水市薬草生産組合に期待していただいて、成功できるように、さっき市長からご所見いただきましたので、所見いただければ、市長いいですか。市長、所見をお願いします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 繰り返しになると思うんですが、大分県まで出向き、ムラサキによる六次産業化を目指すということでありますが、先ほど来、平成27年から生産組合で牧野植物園の試験委託実証栽培のホソバオケラ、シャクヤクに取り組み、さらにはムラサキについては、来年度、牧野植物園からこれも500株の苗を譲り受ける話がございました。

将来的には、六次産業化も目指したいと。ただ、栽培のみならず、加工販売となると、また大変苦労があるとは思いますが。ぜひ、組合員の結束で乗り越えていただきたいと思ひますし、成功をお祈りしております。

これも繰り返しになりますが、市としても積極的に支援をしてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） それでは、次に、執行部の皆さんは、ひとつ小浜漁港のあたり行っ

たら、小浜漁港からお地蔵さんが国道にあるんですけれども、山側に約70mくらい入ってきましたら、ホソバオケラとシャクヤクを植えております。それからこっちから例のサニーグリーンからちょっと行きよったら、左側にもホソバオケラだけの看板が立っております。1つそこの辺に、寄ったら、声をかけていただいて、組合員の熱い思いを聞いていただきたいと思います。

私は、間もなく74歳になるわけですがけれども、私もこれだけ熱を入れて、ええ年になって、こういうような感動するような事業に出会ったことに、非常に私は感謝をしております。

本件、ムラサキのめどがつけば、私は機嫌よく政治生命を終わりとします。めどがつけばです。めどつかなかったら、またここで市長はじめ皆さんにそんなことないやろうとまた言いますけれども、これは当然、言うのが私の職務ですけど、私に言わさんとしたら、早いことめどをつけていただきたいと思いますというふうに思います。

このことについては必要ありませんけれども、この場で言ったことですから、永久保存ですから、議会のあれは。別に武士に二言はありません。

最後に前後しますけれども、薬草の里に関連して、現在、植えつけを完了した、市長にちょっと通告しておりませんが、関連しますので、お許し願って、現在、植えつけを完了した薬草畑の周辺には、畑の学校ほか、市所有の畑がたくさんあり、現在は使用されていません。今後、この農地の売買、貸借等で有効活用が図られると思いますが、土壌調査で薬草に適していることが確認されております。組合は前進はあっても後退はできません。薬草の里には最適地と既に保障されております。ぜひ、今後、売買、貸借、あるいは貸与等が発生すれば、薬草生産組合へも連絡していただけたらと思っております。

農業振興、あるいは産業振興のためにも入札等には、組合として参加したいとの強い希望があります。これをもって、薬草に対する最終の質問とします。

本件について、市長の本音のご所見を求めます。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） その件については、ちょっと想定をしておりますので、庁内でもまだ検討もしておりませんし、具体的にそういう売買とか、賃借とかいうことになったら、またお声掛けはさせていただきたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） この際、午食のため、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時20分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

午前に引き続き、一般質問を行います。

8 番 西原強志君。

(8 番 西原強志君発言席)

○8 番(西原強志君) こんにちは。同志会の西原強志でございます。

通告に基づきまして、一般質問をしてみたいと思いますので、執行部の適切な答弁をお願いいたします。

今回の私の質問は、以下 3 点の質問事項についての執行部の考え方などを質問してみたいと思います。

皆さんには、午後からの一般質問でありますので、大変お疲れかと存じますが、しばらくの間、ご清聴くださいますようよろしくお願い申し上げまして、質問に入ります。

はじめに、1 点目のきらら清水保育園の指定管理者制度の導入についてであります。

私は、これまでの平成 24 年議会定例会 3 月会議において、市街地 3 園の南海地震津波の安全対策の取り組み等について、また、平成 26 年議会定例会 3 月会議には、新しく改築する新清水保育園、現在のきらら清水保育園の運営等について、保育園職員数の実態と今後の推移について、どのようになるのか、また、園児数の今後の推移はどのようになるのか、また、3 保育園統合による財政負担軽減はどのようになるのか、他の 4 保育園、下川口、三崎、足摺岬、下ノ加江の現状と今後の運営等々について質問してまいってきたところであります。

平成 27 年議会定例会 3 月会議においては、土佐清水市保育所条例の一部を改正する条例の提案があったところです。この条例の内容につきましては、3 園を統合したきらら清水保育園の名称及び設置場所の改正でありました。市長は、3 園を統合した場合の保育所の運営及び管理については、民間への委託及び地方自治法の規定に基づく指定管理者制度の導入を図る考えなどについて、これまでに市長からは、施政方針において指定管理者制度の導入について、既に示されてきたところであります。

また、今年の 3 月会議の保育所条例の改正案の提案によりますと、市長は地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、市長が指定する法人その他の団体(指定管理者)にきらら清水保育園の管理を行わせることができるとする条例の改正案が賛成多数により可決されましたことは、皆さんご承知のとおりであります。

市は、きらら清水保育園を指定管理者制度への導入を図るとして、保育所を所管する福祉事務所においては、平成 29 年度から実施するとして、保護者に向けての説明会を開催して、事務の遂行を行っているとお伺いしているところであります。

きらら清水保育園の指定管理者への導入に当たってのこれまでの経過、取り組み、指定管理者への管理運営の方向性及び課題事項等について、以下、何点かの項目について福祉事務所長

にお伺いしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、指定管理者の導入時期について質問をいたしますが、先々月の１０月３０日の新聞によりますと、２０１７年、平成２９年度から実施すると報道されていましたが、福祉事務所長に改めて実施年度についてお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えいたします。

そのとおりでございまして、平成２９年４月１日からの導入を検討しております。

○議長（永野裕夫君） ８番 西原強志君。

（８番 西原強志君発言席）

○８番（西原強志君） 次に、所長からただ今、答弁がありましたように、２９年度から実施することなのですが、実施時期を決めた主な理由等について、ありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えいたします。

市街地区３保育園を統合して、高台に新保育園の建設が決まり、平成２７年４月から新保育園で運営を開始する予定となった平成２５年１０月に、新清水保育園（仮称）の運営を考える委員会を設置して、新保育園での指定管理者の導入を検討してまいりました。

委員会では、指定管理者の導入について先進地視察を行うなど検討を重ね、導入について一定の理解を得ましたが、最終的に３保育園が統合する平成２７年４月からは、統合による現場の混乱や園児の心配等から、指定管理者の導入は実施しないことを望むとの提言となりました。

この提言を受けて、平成２７年４月からの指定管理者の導入はしないことになりましたが、平成２７年５月から新保育園、さらには清水保育園での運営が始まり、約半年が経過し、園児等も一定落ちついてまいりましたので、福祉事務所としては平成２９年４月からの指定管理者の導入を計画し、保護者会で説明させていただきました。

○議長（永野裕夫君） ８番 西原強志君。

（８番 西原強志君発言席）

○８番（西原強志君） 導入する年度についての時期等については、よくわかりました。確かにそういうことで、前にはすぐというような考えでしたけど、一定の期間を置いて、今回、そういう２９年度にするということで報告を受けております。ありがとうございます。

次に、指定管理者の契約期間を何年間とすることについてお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えします。

指定管理者の指定期間は、平成２９年４月から５年間で予定しております。

○議長（永野裕夫君） ８番 西原強志君。

（８番 西原強志君発言席）

○８番（西原強志君） ２９年４月から５年間ということで、よくわかりました。

次に、指定管理者の決定及び議会へ提案するまでのスケジュール、どのようなスケジュールで事務処理を図っていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えいたします。

当初、保護者会で説明したスケジュールでは、平成２７年１２月から公募を開始して、２月に選定委員会で候補を選定し、平成２８年３月議会で議決を受けて正式決定したいとしていましたが、保護者会で第三者の委員を含めた検討委員会を設置して、その会での意見も踏まえて、再度、保護者会で説明することとなりました。そのため、現在のスケジュールとしては、平成２８年２月から公募を開始して、４月中旬に選定委員会で候補を決定し、できれば５月会議を開いていただいて議会の議決をお願いしたいと考えております。

○議長（永野裕夫君） ８番 西原強志君。

（８番 西原強志君発言席）

○８番（西原強志君） 今の予定では、２８年２月にその選定をして、５月ごろ、指定管理者の決定を行うと。議会には２８年の５月ごろ提案するという考えでよろしいんですか。もう一度、お願いします。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） そうです。平成２８年５月に会議を開いていただいて、決定を賜りたいと考えております。

○議長（永野裕夫君） ８番 西原強志君。

（８番 西原強志君発言席）

○８番（西原強志君） よくわかりました。

次に、指定管理者の選定方法について、どのように行うか、お伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えします。

選定方法につきましては、土佐清水市公の施設に係る指定管理者選定委員会での決定となりますが、担当といたしましては、委員に保護者会の代表と第三者の有識者を加えて、申請書、事業計画書等の書類審査と、提案者によるプロポーザルによる聞き取り審査により採点をし、合計得点の一番高いものを候補者に選定したいというふうに考えております。

○議長（永野裕夫君） ８番 西原強志君。

（８番 西原強志君発言席）

○８番（西原強志君） 今、所長の説明では、プロポーザル、事業提案ということで決められるということですので、よくわかりました。

次に、指定管理者を選定する範囲についてであります。例えば、全国とか、高知県内、幡多広域内、土佐清水市内というようにあるわけですが、どのような範囲内で選定を行うのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えします。

公募する範囲といたしましては、既に保育園等を運営している実績のある民間会社を含めた法人を対象として、全国的に公募したいというふうに考えております。

○議長（永野裕夫君） ８番 西原強志君。

（８番 西原強志君発言席）

○８番（西原強志君） 全国的に公募するということですが、ちょっとお伺いしたいと思います。保護者会の説明資料を読ませていただいたわけですが、その説明の中で、保護者からの質問を受けて、福祉事務所長の答弁では、指定管理者は既に決まっているような答弁をしているように字句を読んだら、そのように受け取れますが、例えば、１１月７日の説明会に、次のようなことを答弁をしております。これは１１月７日の保護者会の説明会の資料ですが、一部ですけど、臨時職員の雇用については、現在の臨時職員の年齢は２０代から３０代までいろいろな年齢の方がいるので、指定管理者の雇う側としても、幅広い年代の方を雇いたい。経験のある方も必要ですし、若い方ばかりでは園の運営は立ち行かないということで、経験を積み重ねた方も採用していきたいということなので、市の臨時職員が十分に働ける能力があると考えますので、積極的に雇用したいというお答えをいただいています。

というようなその相手に対して、相手からそのような答弁、答えをいただいているというこ

とは、その相手が既に決定しているかのような所長の説明であった。この文からしたら、あったのではないかとと思いますが、その辺については、所長はどのように考えますか。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えします。

相手と言いますか、今現在、お話をいただいている業者は、全国的な業者が2社ございまして、その2社の方とこちらに來たときにいろいろとお話をさせてもらうんですが、その中でそういったことを臨時職員の方をぜひ採用したいというお話をいただいている業者もありますので、そういったことを踏まえて、市の臨時職員につきましては、20代から50代まで、幅広い年代の臨時職員がおりますので、その方についてはぜひ採用していただいて、さら清水保育園指定管理者の正社員として働けるようになればいいということで、そういったことも仕様の中に盛り込んで、そういった形で運営できるような形でやってまいりたいと思いますので、決して、業者が決まっているとか、そういうことではございません。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 所長の答弁よくわかりました。

やはり、そのような決定されない中で、プロポーザル、事業提案の中でそういうことを盛り込んでやるということであろうかと思いますが、ややもすると、もう既に決まったようなこと、この業者に対して、こういうことをやってくれるというように私はとれましたので、その辺については確認したいということで、質問させていただきました。よくわかりました。

次に、園児の送迎について、これまでのように市で行うのか、また指定管理者のほうで送迎を行うのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） 園児の送迎につきましては、これまでどおり市の直営で行う予定でございます。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） よくわかりました。

次に、指定管理者制度を導入するに当たっての保護者会への説明会での主な意見等についてお伺いいたします。これ10月28日と11月7日の2日間、主なもので結構ですので、お伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えします。

保護者会での主な意見としましては、撤退のリスクについて、途中で撤退する可能性はないのか、民間会社は利益を追求するもの、保育のサービスが低下するのではないか、人員の確保が難しいのではないか、現在の臨時保育士を雇用してもらえるのかなどの心配する意見もありましたが、指定管理者制度についてよくわかったなどのご意見もございました。

以上です。

○議長（永野裕夫君） ８番 西原強志君。

（８番 西原強志君発言席）

○８番（西原強志君） わかりました。

次に、指定管理者制度を導入することによりまして、メリット、デメリットについてどのような考えがあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） メリットといたしましては、保育時間の拡大として、土曜日の保育時間を平日と同じ１８時３０分までに延ばす。特別保育の拡大として、夕方の延長保育を２０時までに延長する。事前申し込み希望者の休日保育の実施等が考えられます。

また、指定管理者独自の特色あるサービスの提供、例えば、英語などの教育プログラムや文化的習い事の実施等があります。

デメリットといたしましては、指定管理者になることによって、保育士が入れかえになってしまう不安や委託期間の制約があるため、その都度、選定をする必要があること等が考えられますが、保育士につきましては、今の臨時職員の採用と当初は、市職員の派遣も考えておりますので、ある程度、払しょくできるのではないかというふうに考えております。

○議長（永野裕夫君） ８番 西原強志君。

（８番 西原強志君発言席）

○８番（西原強志君） メリットとしては延長保育等があると。デメリットについては、職員の入れかえ等が考えられると。これについては今の臨時職員の方が採用されれば、そういう対応ができるような答弁をいただきました。わかりました。

次に、平成２９年度から指定管理者の導入に当たっての園児数はどのように推計しているのか、平成２７年度及び２８年度見込み、指定管理者への移行を予定している平成２９年度から５年間の推計についてお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えいたします。

現在、平成27年4月1日現在の園児数につきましては、その他の4園合計で86名、きらら清水保育園で155名、合計で241名となっております。

平成28年4月1日の推計園児数は、全体で230名で、きらら清水保育園が園児数155名、その他4園が園児数77名と予想しております。

平成29年4月1日の推計園児数としましては、全体で222名で、きらら清水保育園が園児数151名、その他の4園で71名です。

平成30年4月1日の推計園児数としましては、全体で220名で、きらら清水保育園が園児数151名、その他の4園が69名と推計しております。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 園児数の推移について、報告いただきました。ありがとうございます。

所長、あれでしょうか、このことは31年度以降の保育園児の推移は、今、きららで151名、その辺、極端に落ちるとかというような今の段階では、なかなか推計するのは難しいと思いますけれど、その辺は所長の考えで結構ですが、お伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） 現在、31年度以降の推計園児数については出しておりませんが、きらら清水保育園につきましては、150名前後、若干下がるかもしれませんが、前後で推移するのではないかとこのように予想しております。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 若干、下がるかもわからんけど、大体、その辺で推移するということですので、極端に下がるということになれば、指定管理者そのものが危惧されると思いますか、そういう問題が起きてこようかと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

次に、園長以下の職員体制についてお伺いいたします。

園児数の推移に当たっては、ただ今、答弁ありましたように、29年度の園児数の見込み151人ということですが、年齢別の園児数に基づいて、職員体制が見込まれると思いますが、どのような職員体制になるか、お伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

(福祉事務所長 徳井直之君自席)

○福祉事務所長(徳井直之君) お答えします。

平成27年4月1日の保育士数は、全体で園長5名、保育士43名、うち20名が臨時職員であります。調理師9名の合計57名となっています。

平成28年4月1日の職員数は、全体で園長5名、保育士40名、うち20名が臨時職員を予定しております。調理師9名の計54名です。

このうち、きらら清水保育園が保育士25名と調理師5名で、合計30名、その他4園が保育士20名と調理師4名の計24名の予定となっております。

指定管理者が導入された場合の平成29年4月1日の職員数は、全体で園長4名、保育士20名、うち臨時職員は0となります。調理師9名の計33名です。そのうち、きらら清水保育園に保育士4名と調理師3名を派遣する予定となっております。

同じく平成30年4月1日の職員数は、全体で園長4名、保育士17名、うち臨時職員は0です。調理師9名の合計30名の予定となっております。そのうちきらら清水保育園に保育士1名と調理師3名を派遣する計画となっております。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 8番 西原強志君。

(8番 西原強志君発言席)

○8番(西原強志君) よくわかりました。

次に、管理運営の委託費用額の算定についてであります。管理等の委託料については、どのように算出されるのか、お伺いいたします。

○議長(永野裕夫君) 福祉事務所長。

(福祉事務所長 徳井直之君自席)

○福祉事務所長(徳井直之君) お答えします。

平成27年度から子ども・子育て支援新制度が施行され、保育所に対する財政支援が一本化となり、施設型給付制度が創設されました。

国により、公定価格の単価が定められ、園児数等により施設型給付の法定価格が決定され給付されます。

平成29年度の指定管理者委託費としては、この施設型給付の公定価格を委託料とする予定でございます。

○議長(永野裕夫君) 8番 西原強志君。

(8番 西原強志君発言席)

○8番(西原強志君) ありがとうございます。

今、所長から答弁いただきましたような、そういうような方法でその費用額の算出が見込まれると思いますが、委託費用額の見込みについて、２９年度はどのような額になるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えします。

平成２９年度の推計児童数１５１名で計算すると、１億４,３０５万７,０００円となります。保護者説明会で説明した平成２７年４月現在の児童数１５７名で計算した金額、１億５,１２６万９,０００円からは減ることになります。

当初は、保育士４名と調理師３名を派遣する予定ですので、その人件費分をこの委託料から減額することとなりますので、平成２９年度につきましては１億１,２０５万７,０００円になると試算していますが、最終的には指定管理者との協議の上、決定することになります。

○議長（永野裕夫君） ８番 西原強志君。

（８番 西原強志君発言席）

○８番（西原強志君） 今、所長の答弁では、１億４,３００万円程度、それから派遣職員の人件費を引いたら１億１,２００万円程度ということで答弁いただきました。よくわかりました。

次に、市営による収支状況と指定管理者制度を導入した場合との対比は、どのようになるのか、初年度の２９年度においてお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えします。

平成２９年度の比較につきましては、園児数の推計、人件費の積算等、不確定要素が大変多くなりますので、あくまで推計額として考えていただきたいと思います。

平成２７年度で考えると、人件費のうち２０人分の長期臨時職員分として計上している約６,０００万円が不要になるので、差し引きしても４、５,０００万円の減少になるのではないかなというふうに見込んでおまして、保護者説明会でもそのように説明をさせていただきました。

しかし、平成２９年度の人件費見込みを計算して、平成２９年度の人員配置予定で積算して、平成２９年度の所要額を計算したところ、指定管理者を導入しない場合の保育所運営費につきましては、３億９,３９６万円となりました。指定管理者とした場合は、指定管理者の委託料で、先ほど申しました１億１,２０５万７,０００円の見込みで計算しまして、総額で４億２０３万円となり、指定管理者とした場合が約８００万円ふえる逆の結果となりました。これは職員の退職による人件費の減や園児数の減による物件費の減により、平成２７年度の運営費から

4,890万円減少したことと、指定管理に保育士4名と調理師3名を派遣することになる人件費が、指定管理者の委託料から全額が見れないことによるもの等があることによって、こうなるというふうに考えております。

保護者会での説明と違う結果となり、次に12月21日に開く予定の保護者会で、十分説明をし、おわびしたいというふうに考えております。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 先ほどの派遣職員も入れたら1億1,200万円程度という、それを除けたら1億4,000万円の費用額ということで、今の答弁では、金額的に物すごい差があるように感じるがやけど、退職金等も含めてということがちょっと今の段階でええのかどうか、あくまでも指定管理者の場合は、園児数、それから園児の年齢によつての職員が配置されるわけでありまして、それに基づいて、先ほど言われました一定の国の基準に基づいての算定基礎で出されて、その結果、1億4,000万円というような答弁いただきましたが、今、3億円とか、4億円というのはちょっと、余り格差が大きいので、ちょっとはっきり言ってわかりづらいんですが、もう一度。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） 今、答弁しました総額につきましては、保育所運営費の全体額でございまして、人件費を含めた保育所の運営費でございしますが、これが指定管理者にしない場合が予想外に減ったということで、3億9,396万円ということになりまして、指定管理者とした場合は、この総額で4億203万円という金額になりましたので、若干、指定管理者とした場合のほうがふえてしまうという。保護者説明会でした臨時職員の分6,000万円の全額でなくても、4,500万円程度減るのではないかという説明と全く逆の結果と、試算という形になりましたので、この点については、ちょっと私の勉強不足もありまして、計算間違いと言いますか、甘い見込みがあった関係で、保護者説明会でそのように説明したことは、非常に反省しておりますので、次の保護者説明会でも十分説明をして納得していただけるようにしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） そしたら、4,000万円か5,000万円ぐらいのそういう委託した場合には、それぐらいの削減になるというのが今の計算でしたら、大体800万円程度増えるという考えでよろしいですか。

それでは次に移ります。

この指定管理者制度を導入する場合において、保育士等の雇用について、新しい指定管理者のもとで職員の雇用を行うこととなりますが、どのように図られるのか、お伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えします。

指定管理者は、保育士等を採用することになりますが、市としては、現在の臨時職員の採用を優先することを募集要項に盛り込み、不足する場合は地元採用を基本に採用することも要項等に入れていきたいというふうに考えています。

○議長（永野裕夫君） 8 番 西原強志君。

（8 番 西原強志君発言席）

○8 番（西原強志君） ぜひ、そういうような方法で臨時職員の受け入れをしていただきたいたこのように思います。

次に、現在のきらら清水保育園の保育士等の職員の構成はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えします。

平成27年9月30日現在のきらら清水保育園の職員構成は、園長1名、主任保育士2名、保育士24名、うち16名が臨時職員となっております。

それから調理師5名の合計32名となっております。

○議長（永野裕夫君） 8 番 西原強志君。

（8 番 西原強志君発言席）

○8 番（西原強志君） 保育士と調理師合わせて32人。よくわかりました。

続いて、他の4園の職員配置についてであります。ただ今、所長の説明によりますと、きららにつきましては、調理師5名を含めて32名ということであります。そのうち、臨時職員が16名ということですが、他の4園についてはどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えします。

平成27年9月30日現在の下ノ加江、足摺岬、三崎、下川口4園の職員構成は、園長4名、

主任４名、保育士１５名、うち６名が臨時職員です。それから調理師４名で合計２７名となっております。

○議長（永野裕夫君）　８番　西原強志君。

（８番　西原強志君発言席）

○８番（西原強志君）　そのうち、臨時職員は何名ですか。

○議長（永野裕夫君）　福祉事務所長。

（福祉事務所長　徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君）　臨時職員は６名でございます。

○議長（永野裕夫君）　８番　西原強志君。

（８番　西原強志君発言席）

○８番（西原強志君）　わかりました。

続いて、所長より答弁がありましたように、現在のきらら清水保育園が臨時職員１６名、それから他の４園の臨時職員が６名、合わせて２２名の臨時職員とのことですが、その方らの雇用条件及び雇用形態はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（永野裕夫君）　福祉事務所長。

（福祉事務所長　徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君）　お答えします。

毎年、４月１日に雇用し、半年の辞令で１回の更新をして、１年間の雇用となります。就業時間等につきましては、正職員と同じで、賃金につきましては日額７,２００円での日給月給となり、２１日間働いた場合は、１５万１,２００円となります。社会保険への加入となります。

○議長（永野裕夫君）　８番　西原強志君。

（８番　西原強志君発言席）

○８番（西原強志君）　職員の中で、長期的に雇用されている方で、臨時職員であっても長期間雇用すれば、当然、退職手当も支払いせないかんと思うわけですが、その辺は特になんという考えでございますか。

○議長（永野裕夫君）　福祉事務所長。

（福祉事務所長　徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君）　お答えします。

退職金につきましては、１年間雇用になっておりますが、半年ずつの辞令の間に、ちょっと１カ月丸々来ないという形で、途中間が切れるような形で辞令を交付させていただいておりますので、連続雇用とはならず、一応１年ごとの雇用という形でありますので、退職金についてはありません。

○議長（永野裕夫君） 8 番 西原強志君。

（8 番 西原強志君発言席）

○8 番（西原強志君） 今の所長の答弁では、連続雇用にならんと。退職金の該当にならんと
いうことでありましたので、理解いたします。

次に、現在の臨時職員、きらら清水保育園が指定管理者に移行した場合に、5 園全体の保育
所等の臨時職員は、ただ今説明がありましたように 22 名とのことであります。22 名の全て
と言わないが、市側の一方的な都合により雇用を図り、また長期間にわたって採用試験も実施
しないまま、長期にわたっての臨時職員として雇用したことにつきましては、市としてはその
一端の責任があると考えますが、臨時職員の今後の身の振り方についてどのように考えている
のか、お伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えします。

現在、市全体で 22 名の保育資格を持った臨時職員がいますが、平成 29 年度に指定管理者
となる場合は、優先採用を募集要項に盛り込む予定ですが、臨時職員の希望も聞きながら、今
後は取り組んでいきたいというふうに考えています。

○議長（永野裕夫君） 8 番 西原強志君。

（8 番 西原強志君発言席）

○8 番（西原強志君） 所長は、積極的に臨時職員を雇用されるのも含めて検討したいという
ことでありますので、理解をいたします。

今、所長から答弁いただきましたが、臨時職員のこれらの処遇について、どのように考えて
いるのか、市長の所見を求めます。

今、所長からの答弁がありました。市長としてどのような考えなのか、お伺いしたいと思
います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 今、所長より詳しい答弁がございました。

採用には一定の条件というのはあるかとは思いますが、臨時職員については、指定管理者
の募集要項に優先的に採用されるよう、そういった条件づけも考えておるところであります。

今、答弁にありましてとおりです。現在、きらら清水保育園、24 名の保育士のうち、実に
16 名が臨時職員であります。そのほかの園も含めると、臨時職員は 22 名にのぼるわけであ
ります。今回の指定管理者制度を導入することで、こういった臨時職員の方の賃金労働条件の

向上が図ることができるというふうに考えております。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 指定管理者制度を導入することによって、臨時職員の雇用を図れるというような市長の答弁がありました。ぜひ、長時間、間を空けたにしても、職員としてそういう長期間にわたって雇用されておりますので、ぜひ、職員の立場も酌んで、処遇についてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、職員は保育士及び調理師も含めて、これ見たら2人、余剰人員が出るようになっておりますが、他の業務への配置転換があるのかどうか、先ほど所長の答弁では、指定管理者に入ったら、そこに派遣して対応するというような答弁もありましたが、その辺についてお伺ひしたいと思ひます。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） 29年度から指定管理者を導入した場合、調理師については約2名余るような形になるんですが、それ以外の職員につきましては、ほかの4園に保育士、調理師として配置しますので、職種転換等そういったことは全く考えておりませんので、ちょうどバランスよく配置できるような形で、29年4月からベストな状態になると考えております。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） ちょうどベストになるということでもありますので、理解いたしました。

次に、指定管理者の導入に当たっての保護者会の総意についてお伺ひいたします。

一昨日の12月12日にきらら清水保育園の保護者会が行われ、民間委託とする指定管理者制度の導入を図る件について、保護者会の意見集約として次の結果があったとの保護者会から報告を受けました。

全保護者131人、導入に賛成する方8人、導入に反対する方112名、棄権、これは欠席した人も含めておるようですが、11人とのこと。この数値を見ると、85.5%の保護者が反対との報告を受けました。保護者の意見集約の内容については、間違いありませんか、所長にお伺ひします。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） そのことにつきましては、今朝、保護者会の会長から電話連

絡いただきまして、そのように反対 1 1 2、うち委任状によるもの 2 3、賛成が 8、欠席が 1 1、合計 1 3 1 名というふうに聞いております。

○議長（永野裕夫君） 8 番 西原強志君。

（8 番 西原強志君発言席）

○8 番（西原強志君） 間違いないということであります。よくわかりました。

次に、保護者会の結果を受けて、所長はどのように捉えているのか、お伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） 結果につきましては、反対が圧倒的に多いということで非常に重く感じておりますが、まだ、1 2 月 2 1 日に次の説明会もございますし、こういったことを通じて、また引き続き、保護者会の皆さんに説明をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（永野裕夫君） 8 番 西原強志君。

（8 番 西原強志君発言席）

○8 番（西原強志君） わかりました。

次に、市長にお伺いいたします。

きらら清水保育園の指定管理者制度を導入する件については、導入に反対する者が 8 5. 5 % の保護者が反対する意思表示がなされているということであります。私は、指定管理者制度の導入に当たっての福祉事務所長に対して、これまで選定方法、児童数の推計、管理運営、委託費用、保育士等の職員の構成などを質問してまいりました。

今回の結果を受けて、この問題をどのように対処するのか、お伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 先ほどからのやり取りを聞いておりますと、西原議員もこの指定管理者制度には大変前向きな考えだというふうに感じて聞いておりました。私たちもこの間、福祉事務所長が 2 回の説明会で、誠心誠意、対応してきたと思っております。

ただ、きょう朝、福祉事務所長からそういう結果を聞きましたので、ちょっとあつけにとられているところもありますし、まだ議論している、2 1 日もまだ説明会を控えている段階で、なぜ唐突にこのような決議がされたのか、ちょっと理解に苦しむところなんです、とりあえずまだ結果の分析もできておりませんので、引き続いて 2 1 日の説明会でも、丁寧な説明をしていきたいというふうに思っております。

○議長（永野裕夫君） 8 番 西原強志君。

(8 番 西原強志君発言席)

○8 番(西原強志君) 先ほど、市長が言われましたように、私は条例提案があつて、条例が可決されて、当然、スムーズに指定管理者制度に移行するということを踏まえて、今回の私は質問をしたわけです。急遽、夕べ、そういうような電話をいただきまして、これによって市長のお考えがどのような状況かどうか、ただ今伺いたしたわけでありましたが、ぜひ、保護者の皆さんについても、全体 130 名、出席された人は 35 名程度でありますので、全ての保護者が参加をしていないわけでありまして、その辺、今後の対応については、十二分に保護者への説明をお願いしたいというように思っております。

次に、同じようなことになりますが、先ほど、福祉事務所長より指定管理者制度へ移行するまでのスケジュールなどの答弁をいただきました。民営化により、保育所に係る管理運営費などを削減され、また職員定数についても適正化が図られることにもなります。

しかし一方において、子どもを持つ親たちは、民営化になっても安心安全な保育運営を行うことはもちろんのこと、公営にない保育の充実及び保育サービスの向上について、市長はどのように図るのか、伺いたしたいと思います。

○議長(永野裕夫君) 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

○市長(泥谷光信君) 終始、説明をしているのは、何も経費を削減するというのが前提での指定管理者ではないということをご理解をいただきたいと思います。今の議論しているような、この臨時職員が、5 割になるような、そういう雇用条件、また保育サービスの向上、これは地方創生の座談会をしているときにも、子育て世代の若いお母さん、お父さんからは、この保育サービスの充実という点では、かなり私も要望を受けております。そのメリットという点では、先ほど、所長も土曜日の保育時間の延長とか、休日保育、そういった実施も説明をさせていただいておりますし、来年度からできれば 18 歳未満の第 3 子の無条件保育料無料化に加えて、第 2 子の保育料半減化や 3 歳児以上の完全給食の実施等の保育サービスにも前向きに取り組んでいきたいというふうに思っておりますし、特に、若い共働きのご夫婦の方からは、要望が本当にこれは強い病後児保育とか、そういう今まで市の直営ではできなかったようなサービスも提供して、この子育て、それからこの人口減の対策、そういったものにも取り組んでいかなければならない。そのためにはこの指定管理者というのは私は必要だということで、平成 25 年度のときから研究もし、皆さんに意見を聞いておりますので、なお、理解をいただけるように親切丁寧な説明はしていきたいと思っています。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 8 番 西原強志君。

(8 番 西原強志君発言席)

○ 8 番 (西原強志君) 私が先ほど言いましたように、ぜひ、今言われた市長の言葉を含めて、市民が納得されるような指定管理者への移行について、ぜひ、配慮していただきたいというふうに思います。

時間の都合がありますので、3点目のチリ中部沖地震津波に対する対応についてを質問させていただきます。

平成27年9月17日、午前8時ごろ、日本時間ではありますが、チリ沖で巨大地震が発生いたしました。気象庁から津波注意報の発令を受けて、どのような対策をとってきたのか、危機管理課長にお伺いいたします。

○議長 (永野裕夫君) 危機管理課長。

(危機管理課長 横畠浩治君自席)

○危機管理課長 (横畠浩治君) お答えいたします。

本市では、本年2月に避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成し、水害、土砂災害、高潮災害、津波災害、この4つの災害ごとに避難勧告等の発令の判断基準を定めました。

この中で、津波災害については、津波注意報が発表された場合には、市役所に警戒体制職員が参集し、市内全域に対して沿岸部からの避難を促す注意喚起をすることとしております。

今回はこれに基づきまして、市の体制としましては、遠地での地震であり、津波の到達までには相当の時間がありましたので、当初は危機管理課による警戒体制とし、津波到達予想時間を考慮した上で、警戒体制職員である管理職による警戒体制へと移行しております。

また、市民の皆様への周知としましては、9月17日夕方に1回、翌18日朝に2回の計3回、防災行政無線による注意喚起を行いました。これに加えて、18日の朝には、市の東部、西部、半島の3方面に広報車による注意喚起も行っております。

○議長 (永野裕夫君) 8番 西原強志君。

(8 番 西原強志君発言席)

○ 8 番 (西原強志君) ありがとうございます。

課長から経過等については説明いただきました。

次に、簡潔でいいですが、発生からの経過について、簡単に説明いただけたらと思いますが、よろしくお願いします。

○議長 (永野裕夫君) 危機管理課長。

(危機管理課長 横畠浩治君自席)

○危機管理課長 (横畠浩治君) お答えいたします。

9月17日15時13分に、消防庁から発表された情報では、日本時間9月17日7時

5 4 分ごろにチリ中部沖で発生した地震に伴う津波が日本へ到達する可能性があり、翌 1 8 日未明から明け方にかけて、津波注意報等の発表も想定されとのことで、これを受けまして本市では、1 7 日 1 7 時に災害対策本部の部長会を開催し、今後の体制等について協議をするとともに、清水漁協及び窪津漁協への注意喚起、そして 1 7 時 5 0 分に防災行政無線により市民の皆様への注意喚起を行いました。

1 8 日 0 時から、危機管理課担当職員が登庁し、その後、3 時に気象庁から津波注意報が発令され、本市の津波到達予想時間が 7 時ごろと発表されましたことから、各部長にその旨、メールにより周知を行いました。

警察においては 5 時から沿岸部のパトロールが実施され、消防署では 5 時半から元町において潮位の観測を開始いたしました。そして 6 時には再度、部長会を開催し、各部長による警戒体制に移行するとともに、先ほども申し上げましたように、防災行政無線による周知を 2 回行うとともに、市の東部・西部・半島の 3 方面に広報車を出し、改めて注意喚起を行いました。

本市では、1 1 時 1 7 分に 1 0 センチ、1 3 時 1 8 分に 2 0 センチの津波を観測しました。その後、1 6 時 4 0 分に津波注意報が解除されたことを受け、警戒体制を解いております。

以上が発生からの経過でございます。

○議長（永野裕夫君） 8 番 西原強志君。

（8 番 西原強志君発言席）

○8 番（西原強志君） ありがとうございます。

平成 2 7 年 9 月 1 7 日午前 8 時ごろ、チリ沖での巨大地震発生に伴い、一市民から封書により、チリ中部沖地震津波の市の対応について次のような手紙をいただきました。

時間の都合もあり、一部を省略させていただきますが、私は早寝早起きの習慣で、毎朝 3 時ごろ目が覚めると、枕元にラジオを置き、主に NHK 高知第一放送を聞いています。

9 月 1 8 日、気象庁は、チリ沖大地震の余波として、津波注意報を発令しました。北海道から九州に至る太平洋沿岸に津波が押し寄せる危険があるとのことで、3 時 3 9 分には担当者がテレビを通じて説明していました。

その後、ラジオ番組に変更して、津波に対する報道を繰り返していました。発表された予想は、あくまで目安で、時間も大きさも異なることがあります。注意報が解除されるまで、海辺や河口付近には近づかないでくださいと繰り返し繰り返し放送していました。その後、4 時半過ぎには、徳島県のある自治体は避難指示を、高知県須崎市、愛媛県南予地区でも住民への注意を防災無線などを通じて喚起していました。

私宅前には防災無線のスピーカーが設置されているが静かなもので、注意報の発令がありません。たまりかねて私は、午前 5 時 1 3 分ごろ、市役所へ電話しました。警備員と思われる方

が出られたので、よそでは津波注意報がたくさん出されているのにと尋ねると、すぐに担当者にかかりますといって電話の相手がかかりました。私はそこで、それでは津波注意報が発令され、徳島でも、須崎でも、南予でも伝達されている。市は防災無線で広報したのか、市長の判断だからといって電話を切りました。その間、2分足らずで、私の名前も言わず、担当者の名前も聞きませんでした。部屋に置いてあった携帯がメール受信の信号を出していたので、開いてみると、午前6時9分、市の危機管理課、係からのメールで津波注意報が発令しています。到着は午前7時ごろの予想ですと書かれていました。

津呂は、海拔50mで、住宅その他には直接被害はありませんが、10月から4月のイセエビ漁が解禁期になると、漁師は5時30分には出漁しており、特に波が静かな日はディーゼルエンジンでなく、船外機付小型船で漁礁の間の水深3m、4mの浅瀬で漁をしています。台風と違って、海底から押し寄せる波や、30センチ以下でも急流となって小型船に当たり、転覆、転落の危険性があるとの内容の手紙がありましたので、報告させていただきます。

そこで、市長にお伺いいたします。

チリ沖大地震・津波対策対応についてであります。市民からいただいた手紙を、ただ今報告申し上げましたが、この市民の方は、4時半過ぎには徳島県のある自治体は避難指示を、高知県須崎市、愛媛県南予地区でも住民への注意を防災無線などを通じて喚起しているのに、本市においてはそのような状況になっていないことなど、また早朝から出漁する漁業者等、沿岸近くで生活している市民の方々には、危険性が高い状況に置かれるところであります。

この手紙の内容の趣旨からしても、いち早く防災への対策としての取り組み、市民への周知徹底を図ることが不可欠であると考えておりますが、市長の所見を求めます。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 西原議員の言われるとおり、地震・津波についてはできるだけ早く市民の皆様に周知・注意喚起をすることが重要だと考えております。

今回は、日本から遠く離れた場所で、発生した地震による津波であり、到達までに相当の時間がかかりました。ですから準備周到をしっかりとしましたつもりであります。

また、テレビにもずっと注意喚起を呼びかける放送もされておりました。そういう中でお話のありました徳島市や阿南市のように、深夜に避難指示を発令するようなことは、今回はしておりませんが、先ほど、危機管理課長が詳細に申し上げましたとおり、避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づき、十分かつ適切な市民への周知、注意喚起は行えたものと思っております。

今後も今回のような遠地での地震による津波の恐れがある場合には、気象庁が津波注意報等

を発表する前から、津波の到達予想時刻等の情報を発表する場合が多いと思われますので、その情報に基づき、まずは注意喚起を行うとともに、津波警報や大津波警報が発令された場合には、到達予想時刻等を考慮しながら、早目の避難指示を発令することにより、対応したいと考えておりますので、ぜひご理解をお願い申し上げます。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 市長、どうもありがとうございます。

確かに、対応等とってくださっておりますが、市民の中でいろいろ聞いてなかったとかありましたので、一部を報告させていただきましたので、その辺はご理解いただきたいと思います。

歴史を遡ってみると、過去においてチリ沖地震による津波が日本に大きな影響を与え、甚大な災害をもたらしてきたところでありますので、今後の防災対策の取り組み等については、切にお願い申し上げまして、私の全ての質問を終わりますが、通告していた2点目の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求については、まことに申しわけありませんが、今回は省略させていただきますので、ご理解いただきたいと思います。

これで全ての質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（永野裕夫君） この際、暫時休憩をいたします。

午後 2時00分 休 憩

午後 2時10分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 通告に基づきまして、2点の質問を行います。午前中、10番の岡崎議員より、薬草のホソバオケラに対する熱い思いを聞きました。失敗を乗り越えていく。そしてまた将来の本市の農業振興の切り札と力強い、しかも歴史ある答弁をいただきました。

実は、私、先ほど課長も答弁いただきましたが、加久見でミシマサイコを栽培してまして、区長を中心にやったわけですがけれども、実は、雑草対策、そしてまた、午前中ありました排水問題、非常に苦慮しまして、ちょうど夏の暑い時期に朝とうから草を引くわけですがけれども、なかなか10時ごろになると暑くなって引けないということで、そしてまた、ちょうどその際に雨が降りまして、やっと草を引いてちょっと後ろを向いたら、はや草が生えている状況で、非常につい先日、草刈り機で刈ったわけですがけれども、ぜひ、岡崎議員におかれましては、聞くとマルチ栽培をするようでございますので、草対策についても、その点いいかなと思ってお

りますので、ぜひ、加久見にならないように、力強いエールを送りたいと思います。

それでは、まず1点目の地方創生事業についてお伺いをいたします。

昨年11月に、まち・ひと・しごと創生法が制定され、長期ビジョンとまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、各自治体には2015年度中に、地方人口ビジョンと地方版総合戦略の策定を求め、それに必要な財政支援等を行うもので、今、全国の自治体では、策定に取り組んでおられます。

県下の中でもいち早く地方版総合戦略を策定し、9月9日にはその概要について説明を受け、10月21日に県と内閣府へ提出されたと報告を受けております。

この総合戦略は、本市の将来を左右する重要な施策でもあり、人口減少や少子化、産業振興や子育て支援への取り組みを、この事業を通じて地域の活性化になればとの思いを込めて質問をいたします。

人口ビジョンについて、企画財政課長にお伺いをいたします。

現状分析や将来の人口の推移について、詳しい資料をいただきました。将来人口の推計として、国立社会保障・人口問題研究所と日本創成会議、市独自の推計値であります。いずれも5年後、10年後、25年後の数字はそれほど違ってない推計値になっております。初日、7日の市長の提案理由の説明では、45年後の将来人口の推計値は、国立社会保障・人口問題研究所の推計値より約3,100人多い8,357人を見込んでおります。その数値目標を確実に達成したいと力強い所信もいただきました。ぜひ、そのように取り組んでほしいと願うところであります。

そこで、今回いただいたこの推計値なんですけれども、この推計値と今後の対策について、再確認の意味も込めて企画財政課長にお伺いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

企画財政課長。

（企画財政課長 早川 聡君自席）

○企画財政課長（早川 聡君） お答えいたします。

市長の提案理由説明でも述べておりますが、今回、作成いたしました土佐清水市人口ビジョンでは、45年後の2060年の推計人口を国立社会保障・人口問題研究所の人口推計5,259人より3,098人多い8,357人としております。

人口推計に当たりましては、高知県人口ビジョンの考え方と同様に、市民の皆様の結婚・出産の希望をかなえることを前提に、自然増減にかかわる合計特殊出生率を現在の1.37から2020年に1.64、2030年に1.84、2040年に2.07、2050年以降を2.27とし、また、社会増減にかかわる人口移動につきましても、県に準拠いたしまして、2019年

に社会増減の均衡を目指し、2020年以降、社会増に転じるという考え方のもと、5年後の2020年に1万3,669人、10年後の2025年に1万2,632人、25年後の2040年に1万18人というふうに推計をしております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 今、全国の津々浦々では、非常にそういった人口減少が続いておりますけれども、やはり人口減少は全ての面で、経済活動を含めて非常に衰退すると思いますので、ぜひ、そういった取り組みでよろしくをお願いしたいと思います。

次に、市長にお伺いをいたします。

人口増の1つとして、未婚者の解消が挙げられます。

資料によりますと、本市で平成2年は、男性22.4%、女性19.4%、平成22年は男性24.6%、女性14.9%といずれも高い未婚率であります。

過去にも婚活について議論を行い、社会教育や農業委員会、JA等の取り組み、また高知県では、今回、12月1日の高知新聞ですけれども、その中で「高知で恋しよ！！」として、県がお見合いシステムを構築し、入会申し込みの受付を始めました。今回、議会報告会をしたわけですけれども、その中で市民より、未婚者が非常に多いということで、姉妹都市との交流も図っていったらどうかという意見が出たわけですけれども、貴重なご意見をいただきましたけれども、この未婚者の対策について、どのように考えているか、市長にお伺いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） お答えいたします。

今回、策定いたしました土佐清水市人口ビジョンの現状分析でも、国勢調査の数値をもとに記載をしておりますが、本市の25歳から34歳の未婚率というのは、高知県と比べ、高くなっております。少子化対策を進めるに当たりましては、未婚者への取り組みは重要課題であると認識しておるところであります。未婚・晩婚がふえている理由として、結婚に対する多様な考え方がある一方で、内閣府が実施した実態調査を見ますと、出会う機会がないからという理由も上位にありますので、本市独自の対策はもちろんのこと、このたび、高知県が取り組みを開始したお見合いシステムの活用なども含めて、積極的に対策を講じてまいりたいと考えております。

○議長（永野裕夫君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 対策を講じるということで、以前にも私もこういった質問をしたわけですが、いわゆる出会う機会がないということです。ただ、市長の答弁の中では、今、この機会をつくりたいということです。市のほうでも取り組みをしていただけないかなというふうに考えてよろしいでしょうか。その点、いかがでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 出会いの場、これまでも連合青年団が長年、取り組みをしている青年のバス、こういうものがありました。これは一定成果を上げてきたのではないかなというふうに評価もしております。

ただ、最近は参加者が減少、固定化しており、参加者をふやすための企画について、試行錯誤をしているようであります。

また、市内のJCをはじめ、民間団体等におきましても、婚活イベントを開催するなど、出会いの機会をふやす取り組みを行っておりますので、市といたしましても、若者の出会いの場の提供、これは先ほど、小川議員の指摘にありました住民座談会でも大変そういう声をいただいております。ですから、来年度に向け、高知県の補助事業を活用するなど、出会いの機会、これをふやしていく取り組みを進めてまいりたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 以前にも取り組むということで答弁いただきましたが、ただ、個人間の問題もありますので、難しいと思いますけど、ぜひ、取り組みをよろしくお願ひしたいと思ひます。

今回、人口ビジョンに対し、多角的に調査をされ、将来展望も含めた資料を策定していただきました。実際問題として、本当に残念でありますけれども、この推計値に近い数字になるのではないかと私も予想をしております。

そこで、少しでも減少を食い止める政策、子育て支援や若者の雇用の場の確保、産業の振興等の実行をぜひしていただきたいと思ひます。

例えば、梶原町、この前、新聞報道かテレビでやってみましたけれども、地理的条件や自然条件が本市よりよいとは思われませんけれども、住民や行政が一体となって施策に取組み、効果があらわれておりますが、この点について初日の提案理由でも述べられましたけれども、今後、人口減少に歯止めをかけるあらゆる施策をお願いしたいと思いますけれども、この点についての市長の所見を求めます。

○議長（永野裕夫君） 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

○市長(泥谷光信君) 人口減少に歯どめをかけるための取り組みといたしまして、初日の提案理由でもご説明をいたしましたが、土佐清水市まち・ひと・しごと創生総合戦略にも掲げております出会いのイベント開催や、地域におけるお世話役となる出会いサポーターを配置することにより、出会いのきっかけづくりを行い、安心して産み育てる子育て支援の環境づくりのために、医療費や紙おむつ購入に対する助成を継続するとともに、健診、保健師活動の充実、延長保育の拡充や子どもの居場所づくりなど、出会い・結婚・妊娠・出産・子育てにおけるさまざまな希望をかなえていくことは、何より重要と考えておりますので、この取り組みを強化してまいりたいと思っております。

○議長(永野裕夫君) 7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

○7番(小川豊治君) 答弁の中で、創生事業の取り組みと出ましたけれども、ぜひ、このあとでこの件については、具体的に質問させていただきますけれども、ぜひ、積極的な取り組みをよろしくお願ひしたいと思います。

次に、創生事業ですけれども、まち・ひと・しごと創生総合戦略について、企画財政課長にお伺いをいたします。

今回、地方版総合戦略が10月に策定をされました。12月現在でNHKの報道によりますと、全国で38都道府県、この前の高知新聞の中では12月3日には40都道府県ということが出てますけれども、ちょっと時期が違うかなと思いますが、728市区町村が策定済みで、まだ半分の自治体が計画、あるいは策定中であるとのことですので、その点、本市は素早い対応をして、県下でもいち早く策定をされたことは評価をしたいと思います。

計画内容、施策について、人口、基幹産業の振興、新たな雇用の創出など、各方面にわたり振興策が計画をされておりますが、今年度以降、2018年までの残された4カ年、全体で5カ年、4カ年ですけれども、本市の全体の事業費ですけれども、どの程度になるか、その点についてお伺いをいたします。

○議長(永野裕夫君) 企画財政課長。

(企画財政課長 早川 聡君自席)

○企画財政課長(早川 聡君) お答えいたします。

土佐清水市まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、平成27年度から平成31年度までの5カ年を戦略期間として、4つの基本目標、38施策、145事業を掲げて取り組むこととしております。

各事業ごとに集約した5年間の全体事業費は算出しておりませんが、平成28年度当初予算

編成方針では、総合戦略に位置づけられた事業につきましては、地方創生枠、特別枠として重点施策に位置づけ、現在、当課におきまして、予算要求の集約をしているところでございます。

また、今年度中に平成32年度までの過疎地域自立促進計画を策定する必要があることから、現在、策定作業中でありまして、総合戦略と過疎計画との整合性を図りながら、全体の概算事業費を見込んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 今のところ、全体事業費はわからないということで、その過疎計画との整合性ということですので、できれば積極的に、ただ枠がありますので、全部というわけにはいかんと思いますけど、ぜひ取り組みをよろしくお願いしたいと思います。

次に、今回の地方版総合戦略の事業は、各方面にわたり計画をされておりますけれども、その中で先ほど課長が言いましたように、145の事業の中で、特に注目をしている事業について、農林水産課長にお伺いをいたします。

本市の水産業の主要魚種であるメジカでありますけれども、最近、不漁が続き、漁業者や加工業者等をはじめとして、本市の水産振興に大きな影響を与えておりますけれども、その中でメジカの漁獲量、平成24年から26年、平均5,072tに対し、平成31年は目標値6,500tに設定されておりますけれども、ぜひ、その目標値の達成、あるいはそれ以上を望むところでございますけれども、その具体的な施策についてお伺いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 文野喜文君自席）

○農林水産課長（文野喜文君） お答えいたします。

本市のメジカ漁獲量の現状につきましては、年間1万30tを記録した平成20年度以降、5,500t前後で推移をしており、平成26年度については4,387tとはじめて、4,000t台まで減少しております。

なお、今年度につきましては、11月末現在で4,304tの水揚げがございますので、このままの状況でありますと、年度末には5,000t以上の漁獲量が見込まれます。

いずれにしても、ピーク時の半数以下の漁獲量となっており、本市のメジカ産業にとりましては、原魚不足が継続しており、大変厳しい状況となっております。

減少の主な要因としては、黒潮の接岸等の自然環境の変化によるものもありますが、やはり漁業者の減少が一番の要因ではないかと考えております。

市内では、現在、約80名の方が主にメジカ漁を主体として操業を行っておりますが、年齢

構成で言いますと、60歳代以上の方が8割以上を占めており、このことから早急な後継者対策を実施しなければ、今後においても漁獲量の増加は見込めない状況であると考えておるところであります。

そこで、メジカ漁獲量の増大に向けた具体的な施策につきましては、第1に漁業従事者及び後継者の確保が重要であると考えております。そのため、平成12年度より事業を実施している自営沿岸漁業者の育成を目的とした新規漁業就業者支援事業に加え、今年度より新たに開始予定である漁業生産に参入する民間企業が実施する雇用型漁業就業者の育成支援を目的とした担い手育成団体支援事業において、新たな形態での漁業従事者の育成、確保に向けた取り組みを実施してまいります。

また、主に盛漁期におけるメジカ原魚の安定した価格維持と買い支え、冷凍原魚のストックによる年間を通じた加工原魚の確保のための買い入れ資金として、現在、実施している貸付金制度の活用を継続し、漁業者の所得確保はもとより、加工業者側の支援についても実施をしてまいります。

そのほか、大型定置網漁での原魚確保に向け、漁獲効率のよい網の形状調査等を実施する定置網経営改善促進事業や、不漁時におけるメジカ探索船支援事業、漁業者の経営改善を目的とした低燃費エンジンリースの支援等、あらゆる施策を実施し、メジカ原魚の漁獲量の増大に向け、取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 今後の取り組みについては、漁業従事者の確保、また後継者の確保、高齢化、課長もおっしゃるとおりだと思いますけど、以前からこの対策については随分うちも国の緊急雇用とか、そういった制度を利用して取り組みをしておりますけれども、議会報告会の中でもやはりこの問題についての市民からの意見も多少出てます。ぜひ、今後においては県の水産試験場とも連携のもとに、ぜひとも取り組みをよろしくお願いしたいと思っております。

次に、観光商工課長にお伺いをいたします。

ここ数年来、近隣の中国、韓国、台湾を中心として、東アジア地方から日本を訪れる外国人観光客が増加をしており、東京・京都をはじめ、地方都市にも外国人が訪れております。

また、商品の大量買い、爆買いとして注目を浴びており、本市においても宿泊者、平成20年947人、平成25年2,293人、平成26年3,008人と増加をしております。

その約9割が台湾からの観光客であるとのことですが、昨年より誘致活動を行っている効果があったものと思うところですが、今回、平成26年3,000人、平成31年目

標値6,000人であります、この点についての今後の取り組みについてをお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 岡田敦浩君自席）

○観光商工課長（岡田敦浩君） お答えします。

入込客数につきましては、先ほど、小川議員のほうからご紹介がありましたが、最近、3カ年の本市での外国人宿泊者数であります、これは足摺温泉郷のデータに基づいて答弁させていただきますので、それ以外の把握できていない施設への宿泊も含めれば、実数はこれよりはもう少し大きくなりますが、平成24年947人、平成25年2,293人、平成26年3,008人と右肩上がりに増加をしており、27年度も10月末現在で2,504人と前年度同期比で180%の増となっております。

地域別では、平成26年度はアジア圏が94%、その他6%となっており、国別では台湾84%、香港7%、中国3%、韓国2%、その他で4%となっております。その中で台湾が多い理由といたしましては、親日家が多い、また日本へのリピーターが高松・台北間の直通航空便が平成25年度より就航したことで、四国を訪れてくれていることなどによると聞いております。

今後の取り組みでございますが、本市総合戦略で、外国人宿泊者数の平成31年度のKPIを6,000人と設定しております。本市観光関連団体よりも台湾対策の強化の要望もあることより、達成のためのターゲットの中心を台湾とし、台湾の大学生をインターンシップとして本市に招聘し、将来に向けて関係の強化を図るべく、9月会議で補正予算の議決をいただき、県を通じて台湾関係者の協力を得まして、大学を現在3校に絞り込んで、今議会終了日の22日に訪台し、大学への説明を行い、希望があれば年明け早々に大学関係者を本市に招聘、意向確認の上、大学を1校に絞り、年度内にインターンシップ協定を締結の上、来年度の夏季より継続的にインターンシップとして2名程度の学生を受け入れていきたいと考えております。

また、看板、パンフレットの多言語表示、トイレの洋式化、Wi-Fi（ワイファイ）整備など、国・県の制度を活用しながら、外国人観光客の受け入れ環境の整備促進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） ありがとうございました。

本市のほうもある一定予算を組んで取り組みをしている。その効果があらわれていると思い

ます。

そこで、今、ほとんど台湾ということですが、ただ、全国的に見てみますと、中国、韓国、非常に日本に来ています。市長も東京や大阪行きますが、ほとんどありとあらゆるところで中国人、あるいは韓国人、言葉がそういった乱れ飛んでいる状況ですので、その次はまた台湾も含め、中国も含めて、ぜひこの目標値に近づくように、取り組みをぜひともよろしくお願いをいたします。

次に、企画財政課長にお伺いをいたします。

28年度より地方創生の深化のための新型交付金が予算計上される見込みでありますけれども、全体で1,080億円、概要は官民協力や中核的人材の確保などがあるようでございますけれども、その内容についてお伺いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 早川 聡君自席）

○企画財政課長（早川 聡君） お答えいたします。

地方創生の深化のための新型交付金につきましては、11月12日に出席をいたしました市町村地方創生担当課長会の中で、事業の内容やスケジュール等について県の担当者に質問をいたしました。国は年内に制度設計を終え、1月には自治体に対しての説明が開かれるというのではとの情報でありましたので、現時点でわかっている範囲でお答えさせていただきます。

国の平成28年度当初予算での新型交付金の規模は、1,080億円、事業費ベースでは2,160億円規模であります。交付金は国2分の1で検討中とのこととあります。支援対象といたしましては、従来の縦割り事業を越えた取り組みを支援するとのこととありまして、先駆性のある取り組み、既存の事業の隘路を発見し、打開する取り組み、先駆的事例、優良事例の横展開の3点を挙げております。

また、先駆的な事例といたしましては、ローカルイノベーション、ローカルブランディング、日本版DMO、生涯活躍のまち（日本版CCRC）、小さな拠点等を例示をされておりますが、さらに具体化を進めるとのこととあります。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） まだ、具体的にはわかっていないということで、ただ、課長、先ほど答弁がありましたが、実は事業費ベースで2,160万円、ちょうど倍じゃないですか。ということは、いわゆる事業に対して半分が国の補助をいただけるとそういうふうな事業になるがでしようか。その点、どうですか。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 早川 聡君自席）

○企画財政課長（早川 聡君） 国の交付金の割合は、国2分の1、あと地方自治体の持ち出しということで、先駆性のある事業について採択されるということでもあります。

○議長（永野裕夫君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 先駆性のある事業ということですので、考えてみれば、地方の知恵比べになろうかと思います。こういったら悪いですけど、ぜひ、このできる限りの要求をして、予算をとっていただきたいと、このようによろしくお願いします。

次に、観光商工課長にお伺いをいたします。

ローカル10,000プロジェクト事業について、これは確か、総務省の所管だと思われましょけれども、創業支援事業計画、産業競争力強化法ですけれども、これに基づき、全国津々浦々をけん引する地域密着型企業を立ち上げるものとお聞きをしておりますけれども、その内容説明について求めたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 岡田敦浩君自席）

○観光商工課長（岡田敦浩君） お答えいたします。

国は、地方創生のために地方に仕事をつくり、仕事人が人を呼び、人が仕事を呼び込む地域経済の好循環を拡大するために、地域の有効需要を掘り起こし、所得と雇用を生み出すことで、地方からのGDP、国内総生産の押し上げを図る地域経済好循環推進プロジェクトを推進しております。このプロジェクトの中の3つの柱の1つとして、ローカル10,000プロジェクトの推進が位置づけられており、その概要は産業競争力強化法によります創業支援事業計画に基づき、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を全国で10,000事業程度立ち上げるというものです。

その企業の立ち上げを支援するために、地域金融機関から融資を受け、事業化に取り組む民間事業者の初期投資費用に対しまして、地方自治体が助成する場合に地域経済循環創業事業交付金が交付をされます。

本市の取り組みでございますが、概要だけでしたか。

○議長（永野裕夫君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 実は、次に説明を聞いて、例えば、全国で1万じゃないですか。単純に計算すると、各自治体、5事業程度あるかなと思いますし、またこういった制度は、本市に

は本当に適合している事業だと思うわけですが、その点についての本市の来年度以降の計画についてお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 岡田敦浩君自席）

○観光商工課長（岡田敦浩君） お答えします。

この事業の上限枠は、5,000万円ということでございます。かなり大きな起業、大きな事業に対する補助金ということで、それと銀行の融資が必要条件ということが入っております。この事業、地域経済循環創造事業交付金の交付要件といたしましては、26年1月に施行されました産業競争力強化法に基づく創業支援計画を策定することとなっておりますので、現在、この策定作業を行っており、12月11日付で申請を行いまして、来年1月中に認定をされる見込みでございます。

認定後は、市広報紙、ホームページ等で周知を図り、県・商工会議所・金融機関等と連携し、創業者の掘り起こし、育成、創業支援に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（永野裕夫君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） ぜひ、積極的な取り組みとPRをお願いしたいと思います。

次に、地域おこし協力隊ですが、これは時間の都合がありますので、また、時間があれば、後ほど質問したいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、市長にお伺いをいたします。

今年度より実施されている地方創生事業は、地方の活力低下を伴う実態をこの事業を通じて、地方の創生をつくる目的で、地方人口ビジョンと地方版総合戦略の策定を国は求め、今は地方創生は政治、行政の一番の課題になっております。

きっかけは、昨年6月に公表された増田レポートであると言われており、この事業は多くの意見や課題があるわけですが、中央大学の磯崎教授によりますと、地方創生は、自治体行政のほとんどを含むほど、包括的な課題であり、容易に実現できる政策ではない。この点から、国の地方創生の進め方に大きな問題点がある。第1に、地域振興等の反省を踏まえず、財政インセンティブに依存した仕組みになっているなど、大きく3点の問題点を挙げております。

今回の地方創生は、予算規模も大きく、しかもここで来年度、28年度だけで先ほど言いましたように、新型交付金が1,080億円、地方財政計画のひと・まち・しごと創生事業、1兆円、これ課長とも先ほど話しましたが、どうも交付税に算入されるということですので、これも含めて、それでまた、戦略等を踏まえた個別施策として、7,763億円の28年度の予算が予定されておりますので、そうしてみますと、非常に今回の地方創生は、以前やった竹下総

理のふるさと創生とは随分と違うと思ってますし、しかも提案型の事業であると思いますので、考えてみれば、地方自治体の知恵比べになろうとも思います。

そういった点で、私は、ぜひともこの事業に対して制度活用して、積極的な事業の推進を望むところであります。

市民生活向上のために、先ほど課長の答弁がありましたように、新型交付金にもぜひ取り組んでほしいと思います。

市長にこの事業に対する思い、総括的で結構ですので、ぜひ、強い決意をお願いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） まさしく全国一斉、1,718自治体が知恵比べから力比べへとその競争の時代に突入をいたしました。

先ほど来、出ております人口ビジョン、45年後の人口を8,357人ととどめることを目標といたしました。できる限り1万人に近づける努力をやっていきたいと思っております。この目標を実現するために、基幹産業の復興による安定及び新たな雇用を創出する。人の流れを創出する。結婚・出産・子育ての希望をかなえる。人と人とのつながりを強め、暮らしを守るとともに、地域のにぎわいを創出する。この4つの基本目標を設定をいたしました。

同時に、子どもは宝、若者は希望、お年寄りは誇り、命を守る、絆は力、この5つの基本理念のもと、5年間における38施策、145事業、この総合戦略を策定したところであります。

まずはこの5年間に総合戦略に位置づけた施策を確実に実行し、本市の基幹産業である農林水産業や観光業の再生を図ることにより、雇用の場の確保や地産外商の強化を推進するとともに、移住対策のさらなる取り組みにより、本市への人の流れをつくりたいというふうに考えております。

また、出会いから子育てまでの希望をかなえ、地域のにぎわいを取り戻すための取り組みも推進してまいります。

そして、平成28年度からの新型交付金につきましては、現時点で詳細が判明しておりませんが、全庁を挙げて先駆的な取り組みを行うとともに、市民の皆さんからもアイデアをいただきたいと思っております。

何よりも元気な土佐清水市を再生するため、これまで以上に全力で取り組んでまいります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 先ほど、私のほうから知恵比べと言いましたけれども、それに市長はその次に、力比べというふうな決意をいただきました。

ぜひ、この事業は本市再生の最も重要な事業であると思いますので、今後、積極的な取り組みをよろしくお願いをいたします。

次に、防災対策について、危機管理課長にお伺いをいたします。

過日、災害予防計画書をいただきました。災害に強いまちづくりとして、多角的に、しかも各機関連携のもとに計画書が策定をされております。できればこの計画書が実行されず、絵に描いた餅に終わることを望んでおりますけれども、過去の日本の歴史を見た場合、南海地震、東南海地震が発生しており、避けて通れないものと考えられます。そこで、現在の防災の整備状況についてお伺いをいたします。

非常用備品の整備状況について、毛布とかタオル、電池等でございますけれども、現在、どのようなになっているかお伺いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 横畠浩治君自席）

○危機管理課長（横畠浩治君） まず、食料についてですけど、想定避難者の1日分に当たる4万2,000食を平成24年度から28年度までの5年間で、計画的に整備しております、今年度末時点での見込みは、3万2,630食で、充足率で言えば、78%となります。

現在、消防署に一括して保管しておりますが、今年度末からは、完成した防災拠点施設に順次、分散備蓄をしていくこととしております。

その他の備蓄品でございますけど、各防災拠点施設に保管するものとして、毛布、簡易トイレ、間仕切り、発電機、テント、これは今年度、来年度の2カ年で購入することとしております。

このうち、毛布については、現在約500枚を市役所、公民館、市民センターに保管しておりますが、南海トラフ地震における避難所での避難想定数9,200人を考慮して、買い足す予定としております。

このほかにも紙おむつ、トイレトーパー、タオル、粉石けん、飲料水袋、ごみ袋といった生活必需品や浄水装置、投光器、カセットコンロ、なべといった資機材を現在、作業中の備蓄計画を策定した上で、各防災拠点施設や避難所へ整備していきたいと考えております。

また、各地区の防災倉庫に保管するものとして、簡易トイレ、毛布、ラジオ付懐中電灯を本年度から、倉庫の完成に合わせて購入することとしております。

なお、これ備蓄品の整備財源については、避難路整備等に対する県の交付金により造成した防災対策加速化基金を充てる予定としております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7 番 小川豊治君。

（7 番 小川豊治君発言席）

○7 番（小川豊治君） 現在の備蓄状況はわかりましたけども、こういう言い方は悪いですけども、充足率という言い方はどうかわかりませんが、全体がそろそろ充足率は、今後、どのような計画になるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 横畠浩治君自席）

○危機管理課長（横畠浩治君） 済みません。先ほどちらっと食料のところで言わせてもらいましたが、充足率でいえば、食料については78%です。その他については、これ今年度から買うようにしておりますので、まだ充足率というものは出しておりません。

○議長（永野裕夫君） 7 番 小川豊治君。

（7 番 小川豊治君発言席）

○7 番（小川豊治君） 食料は4万2,000食と伺いましたけども、できれば、その他毛布、タオル等についても早急な購入をぜひしていただきたいと思います。

次に、避難道の箇所ですけれども、整備計画の避難道箇所と、そして現在までの整備済みの箇所についてお伺いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 横畠浩治君自席）

○危機管理課長（横畠浩治君） 津波避難道については、平成24年度末に各地区で行った津波避難計画づくりのワークショップで、144カ所の整備要望を受けましたが、これに対して、昨年度末までに35カ所を整備するとともに、要望箇所の精査を行い、がけ地等で明らかに整備ができない場所であったり、近隣に利用可能な別の避難道があるなどの理由によりまして、地区と協議の上、48カ所を整備不要としました。これにより、昨年度末時点での要望に対する残りは61カ所となっております。今年度は、これまでに32カ所の工事発注を行っておりまして、来年度は残る29カ所を整備することで、これまで市民の皆様にお約束してきたとおり、28年度末までに避難道の整備が完了することになります。

ただ、この間、追加で要望もいただいておりますので、これについては当初要望分の整備完了後、対応していくことになります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7 番 小川豊治君。

（7 番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 一応、国の補助は来年度で終わりということを聞いていますけども、答弁の中ではほぼ来年度終了するということですね。どうぞよろしくお願いします。

次に、老朽ブロック塀の状況ですけれども、数年前より補助制度ができて、事業を実施しているわけですけれども、市内全体での対象箇所数は何カ所になるか、もし調べておればお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 横畠浩治君自席）

○危機管理課長（横畠浩治君） 昨年の8月から9月にかけて、倒壊する危険性の高いブロック塀を調査しましたところ、目視による調査で、詳細な調査ではございませんが、623カ所確認しております。

○議長（永野裕夫君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 623カ所、そのうちに改修についての申請件数と実施箇所、26年、27年でわかっておれば、お願いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 横畠浩治君自席）

○危機管理課長（横畠浩治君） 平成26年度は申請件数、実績ともに5件です。平成27年度は現時点で申請が1件ございましたけど、これについては取り下げとなっております。

○議長（永野裕夫君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 案外、少ない、件数の割には。そこで、申請をすれば現地調査、検証を行うと思うわけですけれども、交付決定までの最短日数と最長日数についてわかっておれば、お伺いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 横畠浩治君自席）

○危機管理課長（横畠浩治君） 最短期間は7日で、最長期間は21日となっております。この最長期間の案件については、通常であれば、申請の前に市職員が現地に行って、当該ブロック塀等を点検し、その結果、安全対策が必要となったものを申請してもらっているわけですが、この案件は申請時には施工業者の点検表が添付されてましたが、市職員による点検ができておらず、申請後の点検となったため、時間を要したものです。

○議長（永野裕夫君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 申請されて却下された件数は、答弁を聞く限り、ないようでございますので、取り下げは1件、27年度はということで理解してよろしいでしょうか。わかりました。

次に、老朽家屋の状況についてですけれども、現在、市内での対象家屋については何件あるか、もし調査しておればお答えをお願いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 横畠浩治君自席）

○危機管理課長（横畠浩治君） これも昨年、ブロック塀の調査と合わせまして、倒壊することによって避難道を塞ぐおそれのある老朽化した空き家について調査をしましたところ、30件確認しております。このときは、空き家の所有者等までは調べておりませんが、ブロック塀と合わせて、各区長に地図上で位置をお知らせするとともに、補助制度の紹介を行っています。

○議長（永野裕夫君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 30件、結構、市内回りよったらあると思いますけど、ただ、道路に面しておるといふ捉え方の調査なんでしょうか。そういうことなんでしょうか。

それで、一応、この取り壊しについての26年度と27年度の申請件数と実施件数についてお伺いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 横畠浩治君自席）

○危機管理課長（横畠浩治君） 平成26年度は申請件数、実績ともに9件で、平成27年度は現時点で申請件数、交付決定件数とも11件となっております。

○議長（永野裕夫君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） ということは、取り下げと却下件数はないということですか。わかりました。

それと、あと申請から交付決定までの期間ですけれども、最短と最長期間についてお伺いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 横畠浩治君自席）

○危機管理課長（横畠浩治君） お答えいたします。

最短期間は4日で、最長期間は166日となっております。

最長期間の案件は、申請者が大阪に住まれておりまして、現地に来ていただくことが困難と
のことであったわけですが、申請時に必要な当該案件の内部写真が添付されておらず、現地で
の確認が必要であったため、申請者に連絡をとったところ、本市にご兄弟がおられるというこ
とで、その方に何度も連絡をとって見たものの連絡がつかず、申請者の方から連絡をとっても
らってもなかなか連絡がつかなかったことから、その間に、相当の時間を要してしまったもの
です。

○議長（永野裕夫君） 7 番 小川豊治君。

（7 番 小川豊治君発言席）

○7 番（小川豊治君） どうも答弁ありがとうございます。

市長に、副市長も一緒なんですけども、実はお願いを込めて質問をしたいと思います。

今回のこの質問にあたりまして、実は私も市の職員でありましたので、詳細についてのわた
っての項目はどうかなと随分と悩みました。

決算委員会や予算委員会の中でも質疑してはどうかと思いましたが、ちょうど委員長
でありますので、それもどうかと思って、今回、質問に至ったわけですが、しかし、こ
の南海地震対策は、泥谷市長の最重要課題でもあり、緊急性のある事業を考えた場合、現在の
事業に対する取り組みをぜひ、再検証と検討をしていただきたいとの思いで、お伺いをいたし
ます。

昨年、老朽家屋の取り壊しの件につきまして、市民の方より相談を受け、申請をいたしまし
た。申請時は昨年の11月4日に相談し、すぐに現地確認をしていただき、このたび、やっと
1年1カ月後の11月25日によりやく書類を受理され、12月8日に交付決定通知をいただ
きました。

内容につきましては、家屋の所有権者は相続人の亡父であり、相続人は全国にわたり行方不
明の方も含め10数人でありました。法律的には権利関係が伴いますので、印鑑証明書付きの
相続放棄の承諾書は当然必要であります。

そこで、添付書類として、課税台帳の書類でありましたので、登記簿上の相続権利者は未確
認のまま、これ事務的に確認されたかどうかは私、確認してませんが、戸籍、除籍で確
認をして承諾書を求めている状況でございました。

この方法が間違っているとは思いませんけれども、ただ、正式な形では登記簿上の所有権欄、
いわゆる甲区ですけれども、甲区に登記をされて初めて第3者に対する対抗要件ができると考
えております。

例えば、乙区の中に、質権、あるいは抵当権、根抵当権が設定されている場合、考えた場合
は、登記簿の未確認であれば、非常に今後、法律的な面で非常に影響がある、このように思う

ところでありますけれども、次に、仮に所有者が表示登記、あるいは未登記の場合は、もう少し簡単な書類でもよいのではないか、このように思います。

相続人の場合、受益者でありますので、印鑑証明書の必要性があるかどうか、次に、申請書に申請人が実印を押印する必要性があるか。これ18年前ですけれども、市長、副市長のほか幹部職員、ご存じの方もおるとおもいますが、申請届出に伴う行政手続を簡素化し、国民負担を軽減するとともに、地方公共団体における押印見直しの取り組みを支援するために、申請負担軽減対策ということを平成9年2月10日に閣議決定をしております。それに基づきまして、その年の平成9年7月3日に、事務次官等の会議の中で、申し合わせ事項として、押印見直しガイドラインを設定をしております。幹部の方、ご存じの方もありますが、その中で、いわゆる地方自治体へ申請する場合、署名に押印を求めている場合につきましては、原則として押印を廃止し、署名のみでよいこととするというふうな閣議決定並びに事務次官会議に申し合わせ事項があつて、各自治体へ通知をしていることは知ってのとおりと思いますが、ただ、そういいましても、申請内容によりますので、一概にそのことは押印を求めるとは思いますけど、そういったことのいわゆる現在、国や県、市町村では、その方向で動いていると認識しておりますので、それからすると、認印でもいいのではないかと、そのように思います。

そしてまた、申請者が高齢者が多いと思いますが、十分な説明と場合によっては本人の意思確認の上、書類作成に手助けができないかなとこのように思います。

そして、課内での連絡体制、いわゆる「ハウレンソウ」ですけれども、報告・連絡・相談、これが十分できているかどうか。

次に、申請人に対して、十分な説明をされているか、あるいは途中でまた新たな条件の提示はされていないかどうか。そしてまた、法律や制度面で十分に理解した上で、行政事務を行っているか。ブロック塀に対する県との協議を含め、できる限り、申請者の主旨を生かせる対応をしているかなどでございますけれども、実はこのことについては、私は間違っているかもわかりませんが、ぜひ、市長にこの件についても、総合的に検討していただきたい。他の1件につきましては、5カ月以上もかかり、その方については、直接課長にも面談をして、対応をしていただきましたけれども、結果として本人より取り下げとなり、本当に市に対する不信感が大きく残りました。残念であります。

この地震災害対策は、市長の目玉政策でもありますので、スピード感を持った任務の遂行を願うところであります。

考えてみますと、申請そのものが非常に高齢者にとっては申請の書類が、非常にハードルが高いように私は思います。ぜひ、他市の状況などを考慮しながら、ぜひとも再検討、庁内協議

をしていただければありがたいと思いますけれども、このことについて市長の所見を求めます。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 小川議員にはいろいろご尽力をいただき、感謝を申し上げますとともに、今、お話のあった補助金の申請書類のことでは、大変、ご迷惑もおかけをいたしました。

この場をおかりしまして、おわびを申し上げたいと思います。

この老朽住宅除却につきましては、やはり個人の財産にかかわることであり、あとあと訴訟問題になってもいけませんので、慎重に対応せざるを得ないわけではありますが、今、ご指摘のあった住民サービスの向上、そういったものにつなげるためには、申請の手続をできる限り、簡素化していかなければならないと考えているところであります。

危機管理課にも確認をいたしました。この老朽住宅の除却に対する補助金の申請書類については、他市町村の制度も研究し、昨年度はそれまで法務局で家屋等の登記簿を取得し、添付してもらっていたものを市役所内で取得できる固定資産税の名寄帳の添付に改め、先月からは全ての相続人の同意書の添付を基本としつつも、どうしても一部の相続人の同意を添付できない場合においては、誓約書の添付でも可とするなど、申請書類の簡素化のために補助金交付要綱の改正も行ってきました。このように今後とも最低限、必要なことを除き、今、ご指摘のあったことをできる範囲で、書類の簡素化、そういう方向で進めてまいりたいと思いますので、ぜひ、ご理解をいただきたいと思いますし、今後ともお気づきの点があれば、ご提言をいただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（永野裕夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議は、これをもって延会することに決しました。

本日はこれをもって延会いたします。

明 12月15日午前10時に再開いたします。お疲れさまでございました。

午後 3時12分 延 会